
◎開議の宣告

- 副議長 本日、加藤議長欠席のため、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、副議長の私が議長の職務を執らさせていただきます。皆様のご協力、よろしくお願いを申し上げます。
- 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。
- 本日の会議に欠席通告のあった方は1名であります。
- 定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回川西町議会定例会第2日目の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎議事日程の報告

- 副議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。
- 地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。
-

◎一般質問

- 副議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問を通告された方は8名でありますので、本日と明日行うこととし、本日は4名の方の一般質問を行います。

発言順位により発言を許します。

第1順位の神村建二君は質問席にお着きください。

神村建二君。

第1順位、神村建二君。

(9番 神村建二君 登壇)

- 9番 おはようございます。

さきに通告してあるとおり、3つのテーマについて質問をさせていただきます。

1つ、小・中学校の少人数学級への対応について。

現在、蔓延しているコロナ感染症は、社会生活に大きな損失を及ぼしている。教育界においても、その影響は免れない。コロナによる学校休校、行事の縮小、夏休みの縮減など、これまで子供たちが経験したことのない学校生活が強いられてきた。

このような状況を懸念し、少人数学級をすすめる県民の会では、行事や特別活動を削って授業ばかりを詰め込むことは、子供たちの成長・発達に悪影響を及ぼし、学力保障も十分に行えないおそれがある。本当に学力保障を行うには、少人数授業・学級を進めることが最善の道であると、注意を促している。

学校における少人数学級を導入する意義としては、3点が挙げられている。1つ目は、感染症対策として、1メートルを目安に最大の間隔、できるだけ2メートルを空けるように求めた。平均面積64平米の教室に40人入ると、1から2メートルの間隔を空けるのは難しく、学級を2グループに分けて分散登校するなどの方策が取られることになる。

2つ目は、児童・生徒一人一人に注意が行き届きやすく、学習面や生活面できめ細かな指導ができ、教育の質の向上が期待できる。

3つ目は、小学校で3割超、中学校では6割近くが過労死ラインに達するとされる教員の長時間労働の軽減が図られる。

現在、小・中学校における学級編制（クラスサイズ）の国の上限は、小学1年生が35人、それ以外の学年は40人となっている。さきの県民の会では、40人学級では子供の感染を防ぐための身体的距離は取れない。早急に30人学級、その後速やかに20人程度の学級へ移行するように望んでいる。

教育学の専門家の間では、学級編制について、「全国一律の政策より、現場の課題を解決する施策を自治体の実情に応じて考えてもらうほうが望ましい」（慶應大学赤林英夫教授）としている。

山形県では、国の平成13年の義務教育標準法改正を生かし、平成14年4月に、国標準40人を下回る学級編制を全国に先駆けて開始した。21世紀の山形県の教育が、さんさんと輝く太陽のように明るく、希望に満ちたものになるよう、そしてこの温かさが一人一人の子供にも伝わり、その笑顔が教室いっぱいになるようにとの願いが込められている。平成16年4月に小学校全学年、平成23年4月に中学校全学年に完全実施することができた。今後は、さらに20人から30人学級の導入が求められている。

少人数学級のメリットは、不登校児童数の減少、算数、国語の学習成果の向上、欠席の減少、保健室利用の減少、読書量の増加、そして教員の負担増の軽減が可能と言われている。

以上の現況を踏まえて、以下の項目について伺います。

- 1、本町小・中学校の少人数学級に対する考え方。
- 2、少人数学級の本町の数値目標。

3、コロナの影響に対する教育環境の対応。

2番目、川西町の指定・登録文化財について。

先日の地元新聞の報道によると、酒田市の観光名所として知られている山居倉庫を、国の文化審議会が国指定史跡にするように答申したと報道されていた。

本町にも現在多くの文化財があり、国や県及び町の指定・登録文化財になっているものも多数ある。国指定文化財である下小松古墳群、県指定文化財のチョウセンアカシジミ、また、町指定文化財の牛谷家の門などがよく知られている。

貴重な文化財は、遺産として後世に引きつないでいくことが何よりも重要である。本町の文化財保護条例によれば、「川西町の区域内に存するもののうち、町にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、町民の文化的向上に資する」とある。また、文化財の指定については、「教育委員会は、あらかじめ文化財保護調査委員会の意見を聞くものとする。」と規定されている。

今後、町内にある未指定の文化財について、虫送りや神送り、あるいは慶応元年に造られたとの記録もある商宮律などは本町にとって貴重な財産であり、町指定文化財として長く伝承すべきと考えるが、所見を伺います。

3つ目、健康寿命への取組について。

現在、日本人の平均寿命は、厚生労働省によれば、平成30年の発表で、男性が80.21歳、女性が86.61歳と、いずれも80歳を超えている。しかしながら、寝たきりにならないで生活できる健康寿命は、男性71.9歳、女性74.2歳であり、その差は男性9年、女性12年となっている。

支援や介護を必要とするなど、健康上の問題で日常生活に制限のある期間が9年から12年あることになり、元気に自立して過ごせる健康寿命をいかに延ばすかが喫緊の課題となっている。

山形県は、「健康寿命日本一」を掲げて鋭意取り組んでおり、本町においても効果的な方法が模索され、実行されている。

本件については、数年前、本会議において一般質問をさせていただいた。今般、「健康かわにし21計画（第2次）中間見直し版」が発行されたのを機会に、前回との関連性がある部分を主眼に質問を行いたい。

前回の説明では、平成27年「健康かわにし21計画（第2次）」の策定時における本町の運動習慣のある者の割合は、男性28.9%、女性25.6%であったが、これを10年間でそれぞれ

10%増加させることを目標に掲げていた。今回の「健康かわにし21計画（第2次）中間見直し版」では、運動習慣のある者の割合は年代によりばらつきがあるものの、総数では当該目標の評価は「変わらない（有意差がない）」であった。本件の原因及び対策について伺います。

山形県が「健康寿命日本一」を目標に展開しているやまがた健康マイレージ事業に倣い、本町では平成27年から健康寿命を延ばす取組の一つとして、かわにし健幸マイレージ事業を実施している。川西町民が健康で幸せになるの意味を込めて、健康の「康」を「幸」にして「健幸」としていると聞く。

運動をしながらポイントがもらえ、町の協力店などで割引を受けられる仕組みになっている。町報にも新規に増えていく協力店の情報を掲載し、町民に情報を提供している。健幸マイレージ事業に取り組むことにより、生活習慣病の予防、医療費削減や介護保険給付費削減などに寄与し、健康長寿の延伸につなげていくことができる。現状の評価及び改善点について伺います。

健康かわにし21計画（第2次）で子供の肥満についても取組が実施されているが、町報平成元年10月号で子供の肥満度について分析し、「本町の子供は男女とも半数以上の学年で全国・県平均を上回っている」「過去10年遡って見ると、本町の児童・生徒は小・中、男女を問わず、東置賜地区（南陽市、高畠町、川西町）の平均を上回っている」と、現状を述べている。

国の宝である子供の健康をどのように適正化していくか、見解を伺います。

以上です。

○副議長 町長原田俊二君。

（町長 原田俊二君 登壇）

○町長 神村建二議員のご質問にお答えいたします。

神村議員からは、小・中学校の少人数学級への対応について及び川西町指定・登録文化財について、本職並びに教育長への答弁を求められておりますが、少人数学級への対応については教育長の答弁でお答えさせていただきたく、川西町の指定・登録文化財についてからお答えをさせていただきます。

初めに、川西町の指定・登録文化財について、未指定の文化財の評価をどう考えるかについてであります。町内には現在、国及び県、町合わせて60件の指定文化財並びに登録文化財があり、これらの文化財は、文化財保護法や川西町文化財保護条例等に基づき、保存・活

用されております。

文化財とは、一般的に国や地方公共団体が指定する文化財を指すことが多いと言えますが、広義には、指定などの措置が取られているか否かに関わらず、歴史上または芸術上など価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要な全ての文化的所産と定義することができ、本町においても、町民にとって大切な文化財が数多く存在するものと認識しております。

町では現在、文化財指定の要望がある草木塔などの石造物について調査を進めているところでありますが、今後も、文化財の掘り起こしや全体的に把握するための調査を実施し、台帳等の整備を図ってまいりたいと考えております。

ご質問にあります小松地区の伝統行事である虫送りや神送り、そして上小松諏訪神社の秋の例大祭で行われるおみこしや商宮律などについても、各地域に残る生活文化や祭事が継承されているものであり、これからも守り伝えていくべき文化財と思っており、今後とも広く文化財の調査を実施し、文化的な価値を評価しながら判断してまいりたいと考えております。

文化財を守り生かすのは、担い手や所有者はもちろんですが、それを支える町民等の理解と協力が大きな支えとなります。今後も、学校教育や生涯学習など、町民が文化財に触れ、学ぶ機会を通じて地域への誇りと愛着を高めていくとともに、後世へ継承しようとする文化財保護意識の醸成につなげてまいりたいと思います。

次に、健康寿命への取組について、運動習慣の目標に対する評価分析はありますが、初めに、本年4月に我が国の平均寿命は男性が80.5歳、女性が86.6歳と発表されましたが、終戦直後と比べ約30年も延びました。

一方、健康寿命は、全国平均では男性が70.42歳、女性が73.62歳となっており、平均寿命との差は男性で約9年、女性では約13年となっており、この間が介護保険制度等を利用するということとなります。

国は、平成26年8月に健康増進法を施行し、国民の健康寿命の延伸、予防から早期発見、治療することによって早期在宅復帰を確立するという考えの下、今年までに国民健康寿命を1年延ばす方向が示され、メタボの人口を平成20年度比で25%減らすこと、及び検診の受診率を60%以上に引き上げるというような具体策が示されました。

このことから、町では平成27年に健康増進計画を策定し、いつまでも健康であり続けるために、町民の健康寿命の延伸を目指し、食育計画やデータヘルス計画、老人保健福祉計画、介護保険事業計画などに基づき、各種取組を行ってきました。その結果、高齢化率が高い状況下ではありますが、町の要介護認定率は全国平均並みであり、元気な高齢者が多いというこ

と言えます。

一方、町国民健康保険の医療費は増加傾向にあります。その内訳としては、糖尿病、高血圧が上位にあり、これらを起因とする心疾患、脳血管疾患による死亡率は、国の平均より1.5倍高い状況となっております。その原因については、運動、食生活、喫煙、飲酒、休養といった生活習慣における課題が挙げられているところであります。

さて、運動習慣のある者の割合が変わらない原因ではありますが、平成25年の町調査で「運動習慣を持つ」と答えた男性が28.9%であったのに対し平成30年では32%に、同じく女性は25.6%が27%と、若干ではありますが伸びており、全体として3割程度となっております。50代・60代男性と70代女性に運動習慣を持つ人が増えている一方、運動習慣を持つ割合が低かったのは30代の女性、40代男性であり、1割に及ばないことが分かりました。理由としては、「運動を始めたけれども、何をしたらいいのかわからない」という回答が見られました。

今後、子育て世代や働き盛りの30代、40代の年齢層に対して、乳幼児健診やフェイスブック等で生活習慣、とりわけ運動の大切さについて積極的に周知を図ってまいります。

東北大学の辻 一郎先生は、「国民が毎日1,000歩（10分）歩けば、1人当たり一月の医療費が1,341円減る」ことを提唱しており、厚生労働省でもこの1,000歩（10分）を「+10（プラステン）」として、事業推進に取り組んでおります。

そこで、本町では、平成30年の川西ダリヤパークゴルフ場のオープンに合わせ、パールゴルフ場外周を利用したウオーキングを月1回実施しております。外周1週のウオーキングに係る時間は10分程度で「+10（プラステン）」であり、自然の中で体を動かす楽しさ、手軽さを体験してもらい、年々参加者も増えております。

また、冬期間のウオーキングとして、今年度から、フレンドリープラザ館内ウオーキングも新たに取組をしております。

「+10（プラステン）：今よりあと10分多く体を動かそう」をスローガンに、買物に行った際には、遠くに車を止めて歩くなど、誰でも取り組める手軽さを示しながら、今後も運動習慣を持つ割合10%増に向け、地域との連携の下、「+10（プラステン）」を引き続き推進してまいります。

次に、健幸マイレージ事業の評価・改善点はありますが、本事業は平成27年から県と市町村との共同事業としてスタートし、健康づくりに取り組むことで県内協力店で優待が受けられる内容の事業であります。

本町のスタート当初の応募者は61名にとどまり、その後、事業の方法を毎年見直し、参加

者の増加に取り組んでおり、昨年は168名の方の参加を得ました。今年度は、より多くの方に親んでもらえるよう、応募用紙を見やすく、書きやすいように改め、工夫を凝らし、新型コロナウイルス感染予防の影響により募集開始が遅れましたが、現在のところ129名の参加となっております。

一方、協賛店については、当初7店舗でスタートしましたが、現在27店舗まで増え、商工会と連携し、地域挙げての健康づくりに取り組んでおります。

マイレージ事業は、これまで健康に関心がなかった人も健康的な生活習慣を持つようになり、健診を受けたりするようになることを狙いとしており、将来的に受診率向上や健康増進により医療費抑制に寄与するものと捉えております。

今後、参加者の医療費分析検討を行いつつ、地域とより一層の連携の下、さらに参加しやすい環境を整え、当事業を推進してまいります。

次に、子供の健康をどのように適正化するかについてであります。議員ご質問のとおり、町内の小・中学生の肥満は全国・県平均を上回っており、過去10年間遡ってみても、東置賜管内の平均を上回っている現状にあります。

また、肥満の状態で小学校に入学する児童も多いことが分かってきました。これらは、毎年、町内の児童・生徒の身長や体重等の統計をまとめている町養護教諭部会より指摘をいただいたものであります。

この指摘を受け、このたび、町内幼児施設、小・中学校、歯科医師、行政による会議を行い、肥満は小・中学生のみならず、大人も同様に町の健康課題であることを一同で認識したところであります。

歯科医師からは、「よくかむことが肥満防止に効果的であり、発育期の幼児期・小児期に獲得したかむ習慣は、将来の健康寿命の延伸の鍵を握る」との講話を受け、グループワークでは、しっかりかんで食べることについて意見交換を行い、今後も分野を超えた多職種にわたる連携が必要との認識を共有いたしました。

子供たちの将来の生活習慣病予防に向けて、幼児・小児期からの口腔ケアに着目し、施策を講じてまいりたいと考えております。

また、さきに申し上げましたとおり、本町は高血圧の方も多く、このことについて日本高血圧学会では、食塩の摂取量が関与していることが要因と言われております。

そこで、町では町民の皆さんの食塩摂取量の実態を把握するため、平成30年より、健診項目に食塩の摂取量が分かる尿検査を取り入れました。その結果、男性も女性も目標の摂取量

を3グラムオーバーしていることが分かるとともに、肥満と食塩摂取量の関係に相関が見られ、食塩摂取量が多い人は肥満傾向にあることが分かりました。

このようなことから、高血圧、糖尿病、肥満という町の健康課題に対して、誰にでも手軽に取り組める減塩に視点を置き、「1食1グラム減らそう運動」推進に取り組んでおり、健康マイレージ協賛店や医療機関、薬局にご協力をいただき、地域を挙げて減塩推進の取組を始めております。

このようなことから、子供も大人も手軽にできる健康づくりとして、かむこと、減塩を基盤に、食生活改善推進員や関係機関と連携し、多くの町民が参加できるよう環境を整えて、町民の健康寿命延伸を図っていきたいと考えております。

以上、神村建二議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○副議長 教育長小野庄士君。

(教育長 小野庄士君 登壇)

○教育長 神村建二議員のご質問にお答えします。

初めに、小・中学校の少人数学級への対応について、本町の小・中学校の少人数学級に対する考え方についてであります。現在の1学級当たりの児童・生徒数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律において、小学校1年生は35人、小学校2年生以上は40人、特別支援学級は8人と上限が定められております。

山形県では現在、教育山形「さんさん」プランを実施しており、小学校1年生、2年生においては18人から33人、小学校3年生以上の学年においては21人から33人、特別支援学級においては6人以上の学級編制が可能となっております。また、1学級34人から40人の学級については、2学級に分けるか、もしくは副担任を配置するかの措置が講じられております。

このような学級編制に加え、本町においては個別に支援を要する児童・生徒に対して、町単独で学習支援員を配置しております。各学校や児童・生徒の状況に応じて学習支援員を配置することで、一人一人の児童・生徒が持つ力を伸ばしながら、児童・生徒の成長を支援していきたいと考えております。

少人数学級については、学級当たりの児童・生徒数は共同学習が効果的に成り立つ人数、学級集団として成立する人数、個々の学習を保障できる最大の人数などについて検討され、教育山形「さんさん」プランが実施されていると認識しております。

また、少人数学級の効果として、教員が一人一人の児童・生徒と丁寧に向き合うことで、学力の向上、個々の課題等への対応、問題の未然防止や早期対応が図られるものと捉えてお

ります。

今後とも、少子化により児童・生徒数が減少傾向にあることから、少人数学級についての国の動向を注視してまいります。

次に、少人数学級の本町の数値目標はについてであります。学年で33人を超える学校及び学年の状況であります。小松小学校の1年生が38名を2学級に分け、19人ずつの編制となっております。また、同校の2年生が35人、3年生が34人となっており、それぞれ1学級ですが、教員の加配を受けております。

なお、このほか、30人以上のクラスは小松小学校の5年生、中学校は全学年となっており、このようにほぼ全ての学級で少人数学級や指導体制を確立しております。

次に、コロナの影響に対する教育環境の対応はについてであります。ことしの3月から6月にかけて、小・中学校において臨時休業を実施し、その後、分散登校の実施や「新しい生活様式」への対応を取りながら、授業再開を進めたところであります。

各学級の児童・生徒数が少ない学校においては、教室内で十分な距離の確保が可能であり、机の配置を工夫すれば「新しい生活様式」に示される基準を満たすことができました。このため、分散登校は最小限にとどめ、通常のグループでの登校が可能でありました。児童・生徒数の多い小松小学校や川西中学校では、1クラスを2つに分けたり、大きな教室や場所を活用したりすることで対応いたしました。

なお、現在の基準では、通常の教室で全ての児童・生徒が学習できますので、座席の間隔を取り、換気しながら授業を行っております。

また、町では、感染予防上必要となる消毒薬やマスクなどの物品の調達・支給、働く保護者を支えるための放課後児童クラブへの運営支援等を行っているほか、その他国の臨時交付金事業により、普通教室への空調設備整備、スクールバスの整備、児童・生徒1人に1台のパソコンを整備するGIGAスクール構想への対応など教育環境の充実に取り組んできており、今後とも、児童・生徒の安全と安全を支える環境整備に努めてまいります。

以上、神村建二議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○副議長 神村建二君。

○9番 まず、少人数学級への対応について再質問いたします。

少人数学級の導入というのは文科省が主導して、全国的に展開するということが最も重要なことであると感じております。

一方で、先ほど通告文で述べましたように、専門家の間では、全国一律の政策よりも自治

体の実情に合わせた取組方が望ましいというふうにも言っておるわけです。

かつて山形県では、藤島町が意欲的・積極的に少人数の学級編制に取り組んだというふう聞いております。国や県の方針とか基準とかはありますが、本町としても、ただいまご答弁いただいた副担任制度や学習支援員の配置など、そういう措置を取られておりますけれども、もう一步踏み込んで、30人学級に対して独自に、積極的に意欲的に取り組むようなお考えはないのかどうか、伺います。

○副議長 教育長小野庄士君。

○教育長 積極的なご発言をいただき、ありがとうございます。ただし、義務教育でありまして、その根本になっている考え方は、全国の全ての小学校、中学校において教育環境が悪いというふうなことはないように、法律でもって定められているところでございます。

その法律名は先ほど申し上げましたように、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律であります。ですので、もし全国の僻地とか離島とかも含めまして、非常に小規模な学校から都市部の大規模な学校まで、全て同様な教育環境の下でこの教育が行われているというのは根本にあります。

しかも、この給与に関しましては、国が3分の1、県が3分の2というふうなことでございまして、市町村の教育委員会においては国、それから県の指導、法律に基づいて教員数を配置されていると。そういうふうな仕組みになっておりますので、各自治体が教員の数を決めるというふうなところまではいっておりませんので、ご理解を賜ればと思います。

○副議長 神村建二君。

○9番 確かに、そういった国の縛り、県の縛りというのがあるわけでございますが、過去においても、山形県は先駆的にその辺のところを考慮しまして、たしか高橋和雄知事のときに、平成16年4月、小学校全学年、それから平成23年4月、中学校全学年、その当時の国の基準をクリアして、そして県独自で少人数の学級を措置をしたというような経過もございまして、なお、町においても一層の努力をしていただきたいというふうに思います。

それで、数値目標の件でございますけれども、先ほどの答弁の中では、小松小学校1年生、それから2年生、3年生、1年生が19人、それから2年生が35名、3年生が34名というふうなご答弁をいただきました。小松小学校のほかに、6つの地区ございますが、それぞれの地区ではどのような状況になっているのか。

ちなみに、この数値が、35名、34名が、40名以下になっていきますから、それはそれとしてよろしいんですけども、コロナウイルスの感染拡大で、国際的にも少人数学級への期待が

高まっているという報道があります。11月24日の朝日新聞の報道によりますと、OECD（経済協力開発機構）の加盟国の平均の児童・生徒数が公表されております。それによりますと、加盟国、アメリカとかイギリスとかフランスとかドイツ、日本も入っていますけれども、そういった加盟国の国際的な1クラスの平均が小学校で21名、それから中学校で23名になっているということでございます。そのときの日本の場合はどうかということですが、日本は平均で小学校27人、中学校が32名というような報道でございます。OECDが21名に対して、小学校、日本は27名、6人多い。それから、中学校の場合でも、OECDは23名、日本は32名ということで9人多いというような現状であります。

そういうことを考えますと、やはり日本なり、それから本町なり山形県なりは国際水準よりも非常に多くなっているという現状でございますので、意欲的に取り組んでいただきたいと思えます。

それで、先ほど申し上げましたが、小松小学校以外のところではどうなっているか、今ご存じですか、分かりますか。

○副議長 教育長小野庄士君。

○教育長 小松小学校の話については課長のほうから申し上げますが、実は今しがた紹介のありました高橋和雄知事が少人数学級の編制をというふうなことで動かれたときの、自分としては主任管理主事というふうなことで、文科省と交渉をしたものであります。飯が喉を通らないような苛酷な検討をいただきながら、どういうふうに暮らそうかなんていうふうなところまで追い詰められたものでありますけれども、国の縛りというのはすごいものであります。ペナルティーを科せられますので、そのペナルティーは10年、20年のスパンではないぐらいのペナルティーでありまして、国の法律、そして日本全国一律にこうしますというものに対して異論を唱えるということはなかなか難しい、厳しい話であります。

その当時は、一気に山形県の教育がひっくり返るんじゃないかなんていうふうな状態になりました。そのときの文部次官が前川喜平さんという人でございまして、その方から山形県は救っていただいたというふうな経緯がございます。

この少人数学級については、今、OECDの話もありましたけれども、やはり特に欧米諸国においては20人ぐらいの学級が主流でありますので、日本もそれに近づけたいというふうな動きと、いや、今の現状のままでいいんじゃないかなんていうふうな話と錯綜するわけでありまして、その裏には財政的な課題があるわけです。

現在、文科省はどういうふう考えているかというふうなことであります。文科省とし

では、少人数に関わりましては、今、ちょうど予算折衝の時期であります、その中で財政側と話を進めていくというふうなことでございまして、将来的にこの辺のところ動けばなというふうなことで、先ほども注視していると申し上げたのはそこにあるわけであります。

以上であります。

○副議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、各小・中学校の学級数と人数について、私のほうからご説明をさせていただきますと思います。

まず、小松小学校であります、小松小学校については、学級数が9であります。1学年が2学級、4年生も2学級、それから6年生も2学級、あとは1学級ということになっておりまして、この中で最も児童数が多いのが2年生で35人です。ここには、先ほど教育長の答弁でもありましたが、副担任が加配されていて、同じく3年生も34人なんですが、副担任が加配されていますから、1つの学級について先生が2人で常時対応しているというような状況になります。

それから、ほかの学校の状況をご説明させていただきますと、大塚小学校については6学級、各学年1学級でありまして、最も1学級で人数が多いのが6年生の19人です。

それから、犬川小学校につきましては5学級でありまして、5年生と6年生が複式になっております。この中で最も多い人数が2年生の16人、こういうふうになります。

それから、中郡小学校であります、中郡小学校も6学級でありまして、それぞれの学年1学級で、最も多い人数が4年生の25人。

それから、吉島小学校であります、吉島小学校も6学級、各学年1学級で、最も人数が多い学年が6年生の21名になります。

それから、玉庭小学校であります、玉庭小学校は3つの学級でありまして、1年がそれぞれ単独で、2年生がおりませんのでゼロであります。それから、3年、4年が複式、4年、5年が複式となっていて、最も多い人数が5年、6年の7名となります。

最後に、川西中学校においては、各学年とも4学級になります。最も多いのが、1年生の34人という学級が最も多い、そのような状況になっております。

○副議長 神村建二君。

○9番 少人数学級については、そういった国の縛りがあって、今、教育長がおっしゃったように、文科省と財務省で綱引きをやっている状況なんで、その辺のところも注視していかなくちやならないというふうには感じております。

いずれにしても、この少人数学級については3年なり5年なり、あるいはそれ以上の中長期的な視点でもって取り組んでいかなくちやならないかなというふうに感じます。

それでは、次の質問の場面に移らせていただきますが、指定・登録文化財についてでございます。

文化財については、指定のものと指定でないものがあるというようなお話を賜りました。それで、再質問として、指定文化財はどのような過程と手順で決定されていくのか、お伺いしたいと思います。

○副議長 安部生涯学習課長。

○生涯学習課長 文化財の指定・登録の流れについてご説明させていただきます。

まず、国による指定・登録についてでございますが、文化財の選定、こちらは補助事業あるいは地方の公共団体の単独調査、あるいは学術書の論文、報告等で文化財の選定がなされ、その後、候補物件の調査、こちらについては現地調査、詳しい詳細の調査になります。こちらを経て、文化審議会のほうに諮問されるというような流れになってございます。文化財審議会のほうで、諮問について文部科学大臣に答申され、その後、指定、官報による告示、通知、最後は所有者に指定書の交付という流れになってございます。

一方で、県・市町村による指定でございますが、こちらにつきましては、候補物件の調査を行いまして、文化財保護調査委員会等による諮問を経て、町あるいは県の教育委員会のほうに答申され、その後、決定されたものについて公示及び所有者への通知がなされます。最後は、所有者への指定書の交付というような流れでございます。

以上でございます。

○副議長 神村建二君。

○9番 文化財指定とする条件または基準、そういうものはございますか、町の場合ですね。

○副議長 安部生涯学習課長。

○生涯学習課長 文化財の基準でございますが、こちらについては明確な基準というのがございませんで、議員の質問にもございましたとおり、町にとって重要なものということで、その都度選定したものについて、歴史的な価値あるいは文化的な価値があるかどうか判断させていただいて、指定をさせていただいているものでございます。

○副議長 神村建二君。

○9番 条例によりますと、教育委員会が文化財保護調査委員会に諮問するというふうになっていますが、その諮問するタイミングというのはどのようになっていますか、どういう場合。

○副議長 安部生涯学習課長。

○生涯学習課長 指定するタイミングでございますが、これまで、その地域、あるいは所有者もしくは町の文化財保護協会等からの推薦があり、そちらに基づいて推薦されたものについて調査を行い、諮問してきたところでございます。

今後につきましては、こういう町全体に点在している調査が必要な文化財について調査を行い、台帳を整備しながら、その中で文化的な価値、あるいは歴史的な価値があるものについて一歩進めて、指定に向けた取組について進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○副議長 神村建二君。

○9番 推薦ということでございますが、その推薦者は誰なんですか、決まっていらないんですか。不特定多数でよろしいんですか、それともどこかの団体・組織とか、そういうものがあるんでしょうか。

○副議長 安部生涯学習課長。

○生涯学習課長 推薦者につきましては、その方という特別決まりはございませんので、所有者であったり、地域の方であったり、あるいはその関係団体であったりということで認識しているところでございます。

○副議長 神村建二君。

○9番 文化財保護調査委員会がございまして。この調査委員会の委員の選定というのはどのように行われていますか。

○副議長 安部生涯学習課長。

○生涯学習課長 文化財保護調査委員会のメンバーにつきましては、町の文化財保護条例のほうで定めているところでございまして、調査するための必要がある方について委員を置くということになってございます。そのメンバーにつきましては、専門的な知識を有する方であるとか、あとは文化財保護の協会の方であったり、メンバーについては様々でございまして。あと、学識経験者等々でございまして。

以上でございます。

○副議長 神村建二君。

○9番 次の質問に移ります。

健康寿命の取組についてでございますが、健康寿命を延ばすことが年々高まっています。そのためには、運動することが一番であるというふうに言われています。手近な運動として

最近注目されているのは、百歳体操でございます。これは、全国的にも有名で、高知市の保健所が開発したというふうに聞いておりますが、本町においても、力を入れて最近やっているということがよく分かります。この百歳体操をさらにこれから持続化、普及化させていくために、工夫していることがあれば伺いたいと思います。

○副議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 百歳体操につきましては、現在、町内35か所で、約450名以上の方が参加している状況でございます。

今後の普及に関しましては、各地区に満遍なく会場はあるわけですが、活動の場所がない区域など、まだ点在している状況でございますので、そういった場所を中心に会場の設置に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。やり方としましては、町報での募集や出前講座などで呼んでいただいたときの声かけなども行いますとともに、やはり生活支援コーディネーターの方がその地区に入っていかれて、個別に声かけや、そういった取組というのが一番有効でございますので、そういった部分で進めたいと思います。

また、立ち上げの段階でやはり必要な物品、椅子やDVDなど必要となりますので、そういった部分では、立ち上げの支援などを今後強く取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上になります。

○副議長 神村建二君。

○9番 百歳体操は非常に好評なようですので、さらに普及・改善、それから持続できるようにお願いしたいと思います。

それから、疾病関係ですが、疾病医療費の状況でまとめられておまして、やはり医療費が山形県平均よりは川西町が高いという先ほどの説明もありまして、男女共に高血圧疾患と糖尿病が一番多いんだというふうに聞いております。ほかの疾病も、平均的には県より高くなっているということになっておりますので、これに対するサポート体制について考えられていることがあれば、お伺いしたいと思います。

○副議長 金子健康子育て課長。

○健康子育て課長 ただいまの質問についてお答えをいたします。

サポート体制ということでございますが、まずはこのような病気にならないような取組から実施をしております。ただし、今現在、もう発症されている方に対する取組というのも大事なものでございまして、こちらについては医療機関、それから私どもの保健師等々と協力

をし合いながら、各ご家庭を訪問させていただきながら、様々な状況をつなげたり、生活習慣を少しでも回復していただくようなサポートを取っているところでございます。

以上です。

○副議長 神村建二君。

○9番 はい、ありがとうございます。

やはり、医療費は年々増えていっているようですし、県の平均よりは川西が高いというのは、ずっと前からそういう状況になっておりますので、今おっしゃったような家庭訪問とか、病気にならないような対策を、ひとつ力を入れてやっていただきたいと思います。

時間になりましたので質問は終わりますけれども、健康寿命につきましても、今、人生100年時代と言われております。その人生100年時代と言われていの中で、元気に自立して過ごせる健康寿命というのがますます重要になってきています。これから、そういったことを念頭に置いて、健康な町川西となるように、これからも創意工夫することをお願いいたしまして、質問を終わります。

○副議長 神村建二君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時50分といたします。

(午前10時32分)

○副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

○副議長 第2順位の寒河江 司君は質問席にお着きください。

4番寒河江 司君。

第2順位、寒河江 司君。

(4番 寒河江 司君 登壇)

○4番 それでは、第2番目に私のほうから、議長宛てに通告どおりご質問をいたします。

まず初めに、森のマルシェが開業してから5年がたちましたが、5年間の実績と各イベントの開催の実情をお聞きいたします。

毎年、約2,000万以上の指定管理料や補助金を町債や一般財源で支払っておりますが、今後もこの体制で営業していくのか、お聞きいたします。

今の体制ではなく、完全に民間に委託し、町として土地や建物をリースして賃料をもらうほうが、町の財政から見てもよいと思いますが、お聞きいたします。

続きまして、里の暮らし推進機構の活動内容であります。紅大豆販売イベントしか見えていませんが、活動内容をお聞きいたします。

平成22年から過疎債のモデル事業として、1,000万円の補助からスタートし、今年度予算では約1,420万円の補助金を機構に支払っておりますが、10年間で1億円以上にもなりますが、内容が見えてこないのはどうなのか、お聞きいたします。

空き家対策や移住対策も機構の活動ではございますが、今までどれくらいの実績があるか、お尋ねいたします。

以上で私の質問といたします。

○副議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 寒河江 司議員のご質問にお答えいたします。

初めに、指定管理料及び補助金についての森のマルシェ開業5年間の実績と今後の指定管理料及び補助金の在り方や運営方法についてであります。かわにし森のマルシェは平成28年5月のオープンから今年で5年目を迎え、この間、株式会社かわにし森のマルシェを指定管理者に指定し、現在、第2期指定管理期間の中で適切な運営がなされております。

同社の5年間の実績については、3月1日から2月28日まで決算期間における総売上額では、每期5%から10%増と堅調に推移しており、1年を通して営業を行った第2期の7,200万円から昨年の第5期は8,900万円となっており、今期についても順調に推移しているとの報告を受けております。

出荷者数、出荷品目及び集客状況についても各期とも増加をたどっており、第5期では出荷登録者数が181名、出荷品目数が267品目、来店客数が19万5,000人を数え、今期の来店者も11月末現在で前期比106%となっており、每期200万円程度の純利益を計上しております。

イベントの開催状況については、ダリア球根販売とタイアップした春の周年祭を皮切りに夏祭り、お盆フェア、秋の収穫感謝祭、新米試食会、初売り、豆祭り等の集客イベントが毎年、2か月に1回程度の頻度で開催されております。また、町内外をはじめ首都圏等のイベントにも積極的に出店し、町内特産品のPRや販路拡大にも取り組まれております。

また、今期は、コロナ禍の影響によりイベント出店にも支障が生じているため、東京川西会会員の方へ、ふるさと便やホームページ上でのネット通販部門の強化対策がなされてお

ます。

5年間の業務実績に対する町の評価としては、毎年実施している指定管理者業務評価において、基本的事項、管理運営業務及び事業運営業務の67項目にわたる評価作業を行い、町指定管理者選定委員会の最終評価では、総合評価で「良好」との結果を示しております。

今後の課題としては、出荷者の高齢化に伴う効率的な集荷体制の確立、レストラン部門の経営改善、プライベート商品開発及び冬期間の品ぞろえ対策等が挙げられ、その対応に向けてさらなる連携強化が必要であると考えております。

次に、今後もこの体制で営業していくのかについてであります。かわにし森のマルシェは地方自治法第244条に基づく公の施設として設置されており、平成15年の法改正で指定管理者制度が創設されたことにより、直営または指定管理者の指定のいずれかを選択することとなります。また、公の施設は、設置条例及び同施行規則により運営され、指定管理者を指定する場合は、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づいて諸手続がなされております。

本町では、第4次川西町総合計画後期基本計画の主要プロジェクトに6次産業化推進プロジェクトを掲げ、農商工等が連携した6次産業化の推進による町民所得の向上や、地域の雇用創出及びにぎわいづくりを目指してまいりました。その取組の成果を表す拠点施設として、かわにし森のマルシェを整備したものであります。

施設の運営に当たっては、地方自治法及び関係条例に従い、公募によらない指定管理者の指定手続を行い、平成28年2月から現在まで、第1期及び第2期の指定管理者として株式会社かわにし森のマルシェを指定し、管理運営業務を担っていただいております。

同社は、平成27年3月に町民から出資を募り、施設を運営するために設立された民間会社であり、オープン以降、安定した経営体制を構築するとともに、町内の農畜産物の多品目化による出荷体制を確保しながら、施設利用者に新鮮な野菜や加工品等を提供してきました。また、当施設は、運営組織、出荷者及び消費者の信頼関係が最も重要であり、このことを十分理解した運営に努められており、店舗マネジメントに精通した人材も確保され、今後も安定した経営が期待されております。

このことから、今後とも関係法令に基づき、指定管理者制度にて適切な業務運営に当たってまいりたいと考えております。

なお、今後の財政支出の考え方についてであります。現在の支出状況については、指定管理料1,400万円及び運営補助金250万円の計1,650万円であり、指定管理料については次期

指定管理期間における積算の再精査を行うとともに、運営補助金については、その充当費用を徐々に売上げでカバーできるよう自主自立に向けた運営指導を強化し、状況を見据えながら補助金の終期設定と縮減を図る必要があると考えております。

次に、やまがた里の暮らし推進機構の活動と実情についてであります。ご案内のように、やまがた里の暮らし推進機構は平成22年度に採択された総務省による過疎地域等自立活性化推進交付金事業によって設立され、翌年度からは過疎地域自立促進特別措置法によって、経費の7割が交付税措置される過疎対策ソフト事業として運営されてきました。

また、本町では、平成23年度から平成27年度までの5か年を対象期間とした第4次川西町総合計画の後期基本計画において、主要プロジェクトの一つに交流基盤確立プロジェクトを掲げ、同機構をこの推進母体と位置づけ、交流のきっかけづくりから本町との関係性の構築、交流事業の充実を図り、その先に地域の活性化や移住・定住人口の増加を見据えてまいりました。

事務局体制については、常勤職員2名でスタートし、平成27年4月に、町内でグリーンツーリズムや教育旅行の受入れを行っていた山形ダリアの里体験受入協議会と合併したことにより、以降は3名で事業運営に当たっております。

同機構の活動内容については、活用可能な空き家情報の発信や移住者・移住希望者の相談対応及び移住希望者の体験ツアーなどを実施する移住推進事業、町の暮らしに着目した交流事業やSNS等を活用した情報発信、企業等が企画する当地での交流ツアーの受入れなどを行う交流推進事業、グリーンツーリズムの推進や教育旅行の受入れ、吉里吉里忌参加者への郷土料理の提供などを行う農都交流事業の3事業を柱に、交流事業の中間支援団体として緩やかなネットワークや丁寧なやり取りを生かしながら、地域や団体に自信を与え、交流人口、さらには関係人口の拡大を図っているところであります。

これらの情報は、町報の専用コーナーにて隔月でお伝えしているほか、同機構のウェブサイトやSNSで常時発信を行い、さらには県内の新聞やテレビで、全国に読者を持つ雑誌や都市部の交通媒体などを活用して、積極的な周知を図っております。

事業実績としては、移住推進では、首都圏で開催されている移住フェアへの出展や、移住希望の方が冬の当地を経験する「大人のインターンシップ」の開催などを通じて、当地に住む親戚のような存在として、移住希望者や町の地域おこし協力隊希望者の不安を取り除き、安心して移住に踏み切れるよう支援を行ってまいりました。

また、空き家の情報発信業務では、空き家バンク制度の周知に加え、登録された物件の情

報を各種媒体へ掲載するとともに、移住希望者の希望に寄り添った物件探しのお手伝いをするなど、情報発信にとどまらない役割を担っていただいております。この結果、これまで12名の移住につながったほか、空き家バンクでは登録物件52件のうち34件が成約を果たしており、町外からの転入の受皿となるとともに、町外への転出の抑制が図られております。

また、移住者が身近な暮らしの情報交換をできる場として「移住者懇談会」を企画するなど、移住後のフォローアップにも取り組んでいるところであります。

交流事業については、身近な資源を活用した食文化や伝統的な暮らしぶりが都市住民の興味を集めることに着目し、事業を展開してまいりました。過去5回にわたり「山形かわにし豆の展示会」を開催してきた東京都台東区の谷中地区には、本町の特性を伝えるのに適した木造の低層住宅が多く残り、まち歩きを楽しむ人が多い、落ち着いた町並みのエリアであります。

会場地域の住民の皆さんとは、丁寧にコミュニケーションを図りながら信頼関係を築いてきたことにより、町内会全体で展示会を開催しているような雰囲気の中、参加者は山形弁のもてなしに、ゆっくりと会話を楽しむ「お茶のみ」や「わら細工」など、本町の暮らしを濃厚に伝える体験をはじめ、豆や地酒、ダリアなど農産品や特産品の展示販売、その他移住相談や地域おこし協力隊の募集活動などを通じ、延べ2万人以上の方々と気持ちのこもった交流を図ることができました。

その結果、来場者の中から移住へとつながったケースが2件あるほか、大手食品メーカーによる本町産大豆を活用した商品の販売、都内の飲食店等13店舗からなる山形かわにしパートナーズレストラン及びショップによる本町の食材を活用したメニュー提供などに派生し、町産品の利用拡大が図られるとともに、本町の認知度向上にも大きくつながっております。

また、出展した事業者や地域団体においては、交流によって得られた手応えを新たな販路拡大や商品開発につなげるなど、それぞれが本事業の成果を有効に活用しているところであります。

さらには、豆の展示会によって、本町との関係性を含めた企業や会場地の地域の方々による本町への訪問ツアー、また、近隣の上野の森美術館が企画したスケッチツアーなどが企画され、延べ100名以上の方が本町を訪れ、多くの川西ファンが生まれるなど、交流の裾野が拡大しているところであります。

これらの事業によって、継続した情報提供を望んだ約750名の方々に加え、同機構が運営するSNSのフォロワーおよそ2,300名の方々については、川西ファンとして今後も本町の

活動を応援していただけるよう、関係性を継続してまいりたいと考えております。

現在、策定を進めているかわにし未来ビジョン後期基本計画では、人口減少が進展する中で、これからも本町の持続的な発展を目指すために、関係人口を拡大していくことが重要な取組であると考えております。

今後とも、本町における多様な資源を多角的に活用し、民間・住民レベルの交流の拡大に向けて、やまがた里の暮らし推進機構をその中間支援組織として位置づけ、これまで以上に多彩な交流事業が活発化し、町産品の利用拡大やふるさと納税の増加、ひいては移住者の増加などとして、交流活動の果実が発現されることを期待しており、さらなる事業活動の拡大、活性化を目指してほしいと考えております。

以上、寒河江 司議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○副議長 寒河江 司君。

○4番 まず、大した質問の内容でないにもかかわらず、このような丁寧な答弁書を作っていただきまして、ありがとうございます。

実は、町内の町民の方々が、やっぱり中身知らないわけですね。これをお知らせするには何が一番手っ取り早いかというと、やっぱり町報だったり議会報だったり、NCVの放送だったりということが手っ取り早いわけです。それで、ひとつ皆さんに知ってもらおうという意味合いも持って、この質問にしたわけです。決して悪意があって質問しているわけではないので、ご理解をいただきたいなと思います。

まず、森のマルシェであります。地方自治法第244条ということで、この法律に基づいてつくったということがございますけれども、株式会社森のマルシェというところに指定管理料と補助金を今出しているという答弁でございましたけれども、この株式会社森のマルシェに指定管理料を出しているということは、森のマルシェ自体は利益を上げていい組織なわけですね。そこら辺どうなんでしょうか。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 株式会社として独立しておりますので、当然、利益を上げて構わないというふうに捉えております。

○副議長 寒河江 司君。

○4番 いや、指定管理料とか補助金をやっているから、もうかつては駄目な団体だということだったら話は分かるんですが、もうかつていいということですよ。だったらば、話が全然違ってくるということになるわけです。ぼんぼんもうけてもらって、この指定管理料をまず

なくす、なくすというか、少なくする方向にしていかないと。とにかく、人口減になって財政が逼迫しているのが目に見えているわけですから、将来、指定管理料を払いたくても払えないという現実が出てくるわけです。ですから、ここら辺は一生懸命利益、暴利は駄目ですけども、適正利潤をいただいて、町の活性化に伴って、そして将来は、逆に納税をしてもらうというような方向づけをしてもらいたいと思います。

今、副町長が当事者、社長を兼務しておるわけですが、副町長にお尋ねします。これ、兼務はなかなか厳しくないですか、どうでしょう。

○副議長 副町長山口俊昭君。

○副町長 今のご質問にお答えします。

兼務、やらないよりもやったほうが大変なことは確かであります。しかしながら、当時の皆さんからの6次産業の推進に資するべきプロジェクトとして多くの要望を受けて、実際に会社を立ち上げる際に、なかなか具体的に会社の設立、あるいはそれを責任を持ってやってくれる方が確保できなかったことも事実であります。そうした意味から、いつまでもやるということではないでしょうけれども、副町長としてその責務を負ったところであります。

会社の内容につきましては、この場でお答え——会社の代表でありますので、社長としてのコメントは差し控えさせていただきますけれども、町としてできるだけ早く、寒河江議員がおっしゃるような自立性を高められればなというふうに思っております。しかしながら、町側として見ていけば、指定管理料の中には人件費等も含まれておりませんので、そうした部分についてはなかなか実際、先ほどご提案あったような大幅な利益を上げるというのは困難だなというふうに見ております。

また、一般会社でありますので、そういう収益を上げた部分については、株式でありますから株主還元も必要であります。そういったことも含めると、一朝一夕にご意見あったことを実現するというのは難しいかなと思っております。

なお、私の立場というのは、もっと適切な人があれば、それはそういうふうな人選をしていただきながら、株主総会の中で決定していただきたいと思っております。

以上です。

○副議長 寒河江 司君。

○4番 いや、やっぱり兼務じゃなくて、専門に社長業をしていただいて、そして、いや、決して副町長が悪いとかいう、そういう意味じゃないですよ。やっぱり、専門にいただいて、株主の方が180人ぐらいいらっしゃるんですか、今、納品している方。優秀な方が今度

育ったでしょう、この5年間の中で。それで、やっぱり株主総会をして、身を引いていただいて、あるいは副町長を辞めて専任に、私が社長で頑張るというぐらいの誠意があってもいいかと思います。ですので、やっぱり利益を上げるということで、指定管理料を少なくして、町の財政を逼迫しないようにしていくという方向づけをしてもらいたい。

人件費がかかってないからとか何かという次元は、ちょっとそれはおかしな話です。なぜか、指定管理料もらって、ぬるま湯にどっぷりとつかっているようでは改革ができないですよ。やっぱり、アイデアを出して、一生懸命頑張ると。それでなくても、今、一生懸命あの中で働いている方が、もう気の毒なぐらい頑張っている、そのような中で、やっぱりその方向づけ、兼務でなくて、新しい人でも誰でもいいでしょうけれども、そういうふうに立ててもらいたいですが、その方向づけは株主総会でもやっていただきたいんですが、副町長、どうでしょう。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 6次産業化推進について、少しひもといてみたいと思いますけれども、第4次総合計画の中で、町民所得をどうやって向上させるかということが議論になりました。その中で、川西町が農業を基盤としてきたということで、米、さらには畜産、花卉や園芸というような複合化を図りつつも、なかなか米から脱却できないということが課題になっておりまして、どう手取りを増やすかという意味では、加工とか販売とか、流通まで事業者さんが手を広げて所得を確保していくというようなことを、6次産業化推進計画の中で23年12月に樹立したところでございます。

そして、第4次総合計画の後期基本計画の中では、それを具体的に進めるに当たって、様々研究、さらには補助、支援などもさせていただきました。先進地に視察研修をしたり、また、新たな加工品などのチャレンジをする、また、機材の導入などについても補助などをさせていただきながら、プレーヤーを増やしていくということを取り組んでまいりました。その研究、また議論を重ねながらも、具体的に売れる場というのはどうやってつくるか、どうやって消費者とつながっていったらいいのかということが課題となりまして、その拠点施設整備というかじを大きく切ったところでございます。

今まで米作りに一生懸命取り組んできた方々が、新たなものにチャレンジするというのはかなりハードルが高い部分がございます、できるだけ多品目、そして年間を通じて出荷できるような体制を工夫していただくなど、いろいろ取り組んできたところでありますが、全体として出荷・販売の量というのは、まだ目標に達していないところでございます。これも5

年間にわたって、少しずつ伸びてはきているものの、自立するまでにはまだ至っていないという状況でありまして、さらに生産者への啓発活動、また、出品品目の拡大で、本町内で一番直売所として弱い部分は何かということ、単価の高い農産物が少ないということでもあります。米沢牛とかそういったものは単価高いわけでありましてけれども、特色のある、単価の高い作物というのは、果樹が中心になるのでありますけれども、そういったものがなかなかまだ定着していないというようなこともありまして、町内だけではなくて、近隣の置賜さんの生産者などにも出荷をしていただきながら、商品の品ぞろえを増やす、そういった形で今働きかけをしているところでありまして、将来的には自主自立、さらにはしっかりとした利潤をとすることは目標としてはあるわけではありますが、まだ十分な状態ではないなというふうに捉えております。

副町長が適任ではないのではないかとのご意見でありましたけれども、今、副町長をはじめ役員の方は手弁当といえますか、本当に報酬もない中で懸命に努力を重ねて、会社の発展を目指しております。そういう意味では、役員の方に報酬が払えないような会社であるということも踏まえながら、町として行政支援の一環として副町長に責任を負っていただいているところでもありますので、もうしばらく支援をいただきながら、さらに充実発展していくように、町としても考えていかなきゃいけないなど、支援していきたいというふうに考えております。

行く行くはそういった、議員からご提言いただいた内容なども当然、議会からの声として我々も受け止めさせていただきたいと思っております。

○副議長 寒河江 司君。

○4番 なかなか難しいことは重々分かっておりますが、あそこを建てる土地代、建物でも5億円も使っているわけですから、それを利益を上げるというようなことも、これはもう絶対無理なわけでありましてけれども、やっぱり町民の方が納得するマルシェづくりをしないと、反感ばかり食うわけですよ。あんなもの造ってとか、ろくなもの売っていないとか、結構批判が来るわけです。

私、イベントの開催状況をここで質問したわけですが、ダリアの球根売りだ、夏祭りだ、何だと言うんですけれども、今、コロナ禍でほとんど集まりができない状況の中で、先ほど町長がおっしゃったように、果樹みたいな、高いサクランボとかラ・フランスが、ブドウとかというのは町内にないというようなことで、金額が上がらないということもあるでしょうけれども、金額が高いのがなかったら量で売ったらいかがですか。いや、それはマルシェの

ことですから、あまり口出しはできないんですけれども。

何を言いたいかという、秋の大根とか青菜とかホウレンソウとか、あんな広い駐車場があるわけですから、トラック売りしたらどうですか。パレットに積んで、どうぞ1パレット1万円でどうだとかね。そうすると、近隣のところが、あそこに行くと川西産の大根、フォークリフトで積んでくれるぞというぐらいに、イメージづくりですよ。そうすれば、米沢でも高島でも南陽、長井の人でも来ますよ。

その——固有名詞言ってはあれですね——スーパーなんかは、県外の作物を使っているわけなんですけれども、マルシェは堂々と川西町内のやつ売れるんじゃないですか。そして、土地はいっぱいあるんですよ、今。緑と丘だけはいっぱいあるでしょう、愛がないだけで。ですから、そういう人方にいっぱい作っていただいて、トラック売りですよ、量でカバーするというぐらいなアイデアをつくったり、そうしないと、イメージづくりというかな、マルシェのいい物づくり、いいところづくりというか、町内外にアピールするという1つの方法もあるのではないかと。そこら辺は検討していただくということ。

それから、一番最後のほうに、レストラン部分の経営改善とっておりますが、あれはレストランじゃないですよ、実際問題。本当にあそこに行って食事をして、レストランというのは食事をするところかなと思っておったんですが、あれじゃやっぱり人来ませんよ。隣のパチンコ屋さんに行っているお客さんも、あそこに入ってご飯食べない、食べてくれない、ここら辺もちょっと問題なんですね。今、コロナ禍だからとか、そういう問題じゃないんですね。

やっぱり、思いっきりバイキング方式でもして、お客様、全部つい立てを捨てて、壁に向かって食事をして、それで好きなものをよそって食べるというぐらいの考えを持って、それで米はつや姫と雪若丸と、今日はこれとこれとこれとありますと、牛肉もありますと。川西町で作った野菜で調理しましたみたいなことで、あとは外に丸テーブルでもいっぱい置いて、食べさせるという方法に変えていくというアイデアも1つの方法だと思います。そこら辺についてはどうでしょう、ご意見。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 大変素晴らしいアイデアをたくさんいただきまして、ありがとうございます。

私も、こまつ市からスタートして、農家の皆さんが直接販売すると。消費者がどういうニーズを持っているのかということをつかんで、そして売れるものをどう作るかということに挑戦といいますか、チャレンジしてほしいなということでこまつ市が立ち上がり、さらには

マルシェが立ち上がりということで、流れをつくってきたところであります。本当に、寒河江議員がおっしゃられたように、大根の製作、もしくはネギとかそういったものを大量に作って、安く販売するという、そういった意欲のある方が生まれてくるということは大変我々も期待しているところでありまして、働きかけもしていかなきゃいけないなど。

生産者、登録者数は確実に増えておりまして、現在はもう200名を超えたということであります。そういう意味で、裾野がどんどん広がっていますから、さらにもうかるものをどうしたらいいのかというようなところに今度は踏み込んでいくのかなと、量も質も高まっていくのかなというふうに思います。

さらに、レストラン部門について、経営改善の一環としてご提案いただいた内容については、私からも、社長も一緒に聞いておりますので、そういったアイデアなども十分勘案していただいて、改善に結びつけてほしいなと思っております。

○副議長 寒河江 司君。

○4番 ひとつマルシェの踏ん張り、やり方次第ではもうかる企業になるわけですから、これはみんなで英知を出して、せっかく造ったんですから没にしないで、そして指定管理料や補助金を少なくするというように邁進してもらいたいなど。

次であります、次は、やまがた里の暮らし推進機構ということであります。

なかなか現実的に金にならない仕事でありますから、金ばかり食って物が見えないというようなことでありましようけれども、里の暮らしをつくったというのは、結局、ここにもあるんですが、過疎債を利用するためのモデル事業の一環からスタートしたということだと思いますが、1,000万の補助から始まったというようなことで、過疎債を借りるための登門みたいなものだったんでしょうかね、どうでしょう。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 過疎自立促進法につきましては、平成22年度で前期が終了するという中で、ポスト過疎といいますか、新たな過疎促進対策法の制定に向けて、様々な取組がありました。その一環として総務省から、縛りのない形で、手挙げ方式であります。例えばその時代、その当時一番課題になったのは、交通手段、移動手段をどうするかということです。過疎地ならではの課題を解決するために何が必要なのかということ、それぞれの自治体の創意工夫で提案してくださいということで、川西町が平成22年当時手を挙げたのは、やはり人口減少は進むけれども、そこに人を呼び込むような仕掛け、交流を通じながら移住・定住に結びつけられるような仕組みによって人口減少を克服していきたい、交流を基盤とした人の流れを本町に

呼び込みたいというような狙いで、地域と都市部を結ぶ中間的な役割、情報発信、さらには川西町の持っているイメージ、ブランド化、こういったものを展開していきたいということで、里の暮らし推進機構をつくりながら、移住・定住に結びつける交流基盤の確立ということで総務省に申請をし、採択されたものでございます。

新たな過疎法の中で、平成23年からスタートした中に初めて過疎ソフトというのが生まれたわけです。それまでは、ハード事業に関わる部分については交付税算入の過疎債というのがあったんですが、今度は過疎ソフトという部分が平成23年からスタートし、その過疎ソフトの中には交通手段であったり、移住・定住であったり、様々な事業のソフト事業を組み込むことができたというところでございます。そういう意味では、過疎ソフトに手を挙げるために先行して挙げたということではなくて、川西町が全国の中の、30か所ぐらいしか採択されなかったわけでありましてけれども、その一環として手を挙げさせていただいて、交流基盤を確立するという狙いで事業化させていただいたところであります。

○副議長 寒河江 司君。

○4番 まず、移住・定住に関してですが、第5次の計画が町長から提案されておったわけですが、移住・定住推進の後期プロジェクトでまた載っているということは、何年たっても移住・定住ばかりなのかなと。人口減少があるわけですから、空き家もいっぱいあるわけですから、この中で空き家が、登録して52件と、34件が契約したという、これ登録物件で52件ですけれども、今現在、実際どのくらいの空き家があるか、ちょっと把握していますか。

○副議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 町内には約300軒の空き家がございます、そのうち危険空き家と言われているものが50軒ほどあります。

以上です。

○副議長 寒河江 司君。

○4番 この登録をしているという物件の登録方法というのは、何か難しいものがあるんですかね。

○副議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 登録ということでございますが、現在、まちづくり課のほうで空き家バンクというものの窓口を運営しております。今ありましたように、町内空き家の中で活用を促すための窓口として空き家バンクを設置をさせていただきました。ただ、空き家は当然個人の所有であるということでもありますので、この登録に向けては、空き家を持っている方々の

中でこういったバンクに登録をいただける方、文書等でこういった制度ですよというところを周知をしながら、登録を呼びかけているという状況でございまして、その結果として、今現在五十何件があるというような中身でございます。

内容を見て、貸したくないという方も当然いらっしゃいますので、その拡大に向けて今取り組んでいるところでございます。

○副議長 寒河江 司君。

○4番 推進機構の活動が空き家対策とか交流だというようなことで、結局、職員の方々がやるんでなくて、そこをお願いをしているというふうに考えていいわけですかね、どうなんでしょう。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 移住者の悩みや相談、さらには地元への情報提供や地元での交流事業、イベントの発信、こういったものをつなぐ中間支援的な役割であります。町も担当者を置いておりますけれども、よりスムーズなどいいますか、動きやすい組織として推進機構が整備されたというふうに捉えております。

○副議長 寒河江 司君。

○4番 そういうことを置くことでフットワークがよくなるということもあるでしょうけれども、逆から言えば、職員がフットワークが悪いということも考えられるわけですよ。いや、一生懸命頑張っていたきたい。

それから、小国町でこの間、移住促進のことでありましたけれども、新聞にも載っております。「笛吹けど踊り踊らず」で、川西町みたく移住・定住、一生懸命やっています。5年間やって、また今度の5年間、移住・定住また載っているんですよ。推進機構に相当なお金を出しているわけですよ。それで結果が伴わない、見えない。じゃあ、何がネックかと。

今、テレワークなんですよ、コロナ禍で。その中で、やっぱり今がチャンスなんですよ、これPRするのにね。これ本当、どこかないですかという、国も今度、移住・定住した人には100万やるみたいな話、今、最新でありますけれども、移住・定住するように仕向けるにはどうしたらいいかと。これ、1つのまた提案型になりますけれども、なかなか提案できるというのはいいことでしょう。自画自讃していますけどね。

結局、仕事があるかないかなんですって。仕事というのは地域の仕事ですよ、会社に入るとかじゃなくて。結局、町で、農業関係だと田植えの手伝い、稲刈りの手伝い、あるいはハウス内の出荷の手伝いとか収穫の手伝いという、マルチワークということですよ。それに

加えて、冬は除雪の手伝いとかというふうに、多種多様、1つのことでなくて、いろんなことをできることをマルチワークと、そういうこともできるかということ。

それからもう一つ、テレワークの中で、コロナ禍なものですから、病院があるかということだそうです。病院なんかすばらしい病院、どこにも負けないやつがあるわけですから、テレワーク、コロナ禍でこれを使わない手はない。川西町、緑と丘はあるんだ、今度は愛もちょっとつけますよという。

ですから、テレワークで移住したいという方々に、心を揺さぶるようなPR方法をつくらないと駄目なんです。推進機構にお任せしてばかりいては駄目、やっぱり事務方が一生懸命考えて、こうすんべ、ああすんべということの頭を切り替えて、マルチワーク、働き口を見つけて、どうぞいらしてくださいと。そして、よかったら1週間でも2週間でも体験してくださいと。そして、よかったら住んでくださいというようなことを一生懸命発信しないと。一生懸命お願いしているんだ、推進機構にお願いしている、お願いしているというのも、やっぱり目に見えてこないんですから、そうじゃなくて、やっぱりこっちから一生懸命PRで発信すると。町長も自らイベントに行ったり、まったりして、うちの町はとやっているんでしょけれども、もっとやっていただきたい。

隣の小国の町も一生懸命こうやって、どこの地区もやっている、やっぱり参考にしないと、私はそう思います。そこら辺、町長、どうでしょう。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 小国町をはじめ先進的な取組をされているところは、本当に全国に多々ありまして、山形県も市町村と県と一緒に協議会を立ち上げて情報発信するという取組がスタートしたところでもありますので、町もそれに参画して、東京等でのイベントにも参加しているところがあります。

川西町の特色としては、やっぱりこちらで生活するときが一番の大変なのは雪だろうということで、先ほど「大人のインターンシップ」ということで、こちらに移住希望のある方については、やっぱり冬の経験をした上で、覚悟を持って移住・定住していかないと、条件のいいときだけではなかなか定着しないというようなことも踏まえながら、プラスも当然ありますけれども、課題もあるんだということを伝えております。

テレワークについても、これは今、東京一極集中から、東京から人が動き始めていますので、これはチャンスだというふうに思っていますし、メディカルタウンの中でもそういったことを視野に入れながら、移住・定住に結びつけられるような柱も立てているところであり

ます。大きな課題だなというふうに思っておりますので、しっかり取り組んでまいります。

もう一つ、これは法律が制定されて、細田先生が作られた事業協同組合という法律が作られました。これにつきましては、なかなか地方で、過疎地で事業が成り立たないところをきっちり事業者さんというんですか、民間とそして会社を立ち上げて、組合を立ち上げて、そこに人が就職をして、そこから派遣される。先ほど言われたようにマルチワーク的な、農業分野にとらわれず、林業であったり、または会社であったり事業所であると。そこに派遣されて、当然、採算性が合わない部分については税金を投入するというような仕組みが今回、事業協同組合法が制定されております。

そういったことなども含めて、効率的などいいますか、割に合わない部分をしっかり支えられるような、そこで生活が成り立つような収入が確保できる道筋をつくっていくことが法律で定められましたので、今、そういったものについて研究を進めているところでございます。

いずれにしても、子供を育てたり、また、ずうっと生活をするためには所得が必要でありますので、所得確保ということを側面で応援しながら、ここ川西町が選択されるように取り組んでまいりたいと思います。

○副議長 寒河江 司君。

○4番 里の暮らし推進機構の運営事業なんですが、結構この指定管理料とか補助金とかというのはもう物すごい数、川西町では多いわけですので、やっぱり風呂敷を広げたやつを畳むというのはなかなか難しいでしょうけれども、これは大なたを振るって英断して、最後はどうでしょうかね、これを凍結して、あるいはこういう仕事を森のマルシェの中に吸収併でもして、ふるさと納税のほうもやっているというんだったら、できないことはない。

森のマルシェの中で移住・定住、あるいはそこで働いてもらうというような形もあるでしょうけれども、こういう集約ということも考えられるわけですが、そこら辺、町長のお考え、どうでしょう。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 財政的な課題だけで集約ということではなくて、事業として目的を達成した場合には集約といいますか、廃止とか、ピリオドを打つというようなことになっていくのかなというふうに思います。

そういう意味では、組織が立ち上がったとすれば、それは自立を促すための組織にしていかなきゃいけないし、さらには自立するということは、収入も外から得るというようなこと

を促すということにつながっていくのだというふうに思っております。

今後とも、様々な事業、そして組織は、町としても内容を検討させていただきながら、その成果が上がってくるかどうかを見極めてまいりたいと思っております。

○副議長 寒河江 司君。

○4番 やっぱり、何もかにも補助する、補助するというようなことで、もう最後はにっちもさっちもいなくなるので、いろいろ精査して、検討して、人口減少で税収が上がらない中でどう川西町が生きていったらいいか、私よりも重々町長のほうが分かっているわけですから、やっぱりしまうものはしまう、そういうふうに英断をして、今後やっていただきたいというふうに思います。

こんな質問で、町民の方々に分かってもらえたかどうかは定かではないんですが、話をしないよりはいいかなと思ひまして、お話をさせていただきました。

以上で私の質問とします。ありがとうございました。

○副議長 寒河江 司君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前11時45分)

○副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○副議長 第3順位の伊藤寿郎君は質問席にお着きください。

伊藤寿郎君。

第3順位、伊藤寿郎君。

(7番 伊藤寿郎君 登壇)

○7番 議長宛てに通告のとおり質問いたします。

本日、通告順3番、伊藤寿郎でございます。よろしく申し上げます。

初めに、いじめ防止対策についてお伺いします。

川西町においては、いじめ防止対策に取り組んでいると認識しているところではあります。が、現在、いじめに関することがクローズアップされています。

10月23日、地元山形新聞では、本県の小・中・高特別支援学校の2019年度のいじめ認知件

数は、前年度比2,447件増の1万2,943件となり、記録が残る2002年度以降、2年連続で最多を更新し、1,000人当たりの件数では全国46.5件に対して115.7件により、宮崎県に次いで多いと報道されました。

新型コロナウイルス感染症が広がり、感染した場合、本人だけでなく、家族、医療従事者等も誹謗中傷の的となっているとともに、問題は深刻化している。いじめのない社会は全ての人願ひであり、一人一人の心と体を大切にしなければなりません。しかし、いじめは、家庭、学校、職場、さらにはSNSなど、あらゆる場面で起こっております。

いじめは、いじめを受けた人の尊厳及び人権を著しく侵害し、大人だけでなく、子供においては心身の成長と人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもので、決して許されるものではありません。

本町のいじめ防止対策の観点より、以下の項目について、町長並びに教育長のお考えを伺います。

1つ、いじめ（SNSを含む）の早期発見、即時対応の際、家庭、学校、地域、警察などの連携をどう図るのか。

2つ、いじめ防止対策に有効な方法をどのように調査研究を行うか。

3つ、教育現場での道徳教育の充実をどのように図るか。

4つ、学校教育、社会教育の場で、子供たちのカウンセリングの場はあるのか。

次に、児童虐待への対応についてお伺いします。

児童虐待の悲惨な事件が報道されております。亡くなったり、大きな障害を負ってしまっから「警察、学校、児童相談所は何をしているんだ」と批判しても遅いわけでありまして、行政としては地道に通報体制、相談体制、保護体制を整えて、誰でも、いつでも、虐待の疑われることがあれば通報できたり、虐待を受けている者、それから虐待をしまいそうな者が相談できるような体制を整えていかなければなりません。

自らの地域の子供は自分たちの地域で守るのが最重要と考えるが、児童虐待防止、予防体制をどう進めるのか、また、児童虐待を防ぐ地域づくりをどうお考えか、伺います。

最後に、高齢者支援の充実について伺います。

新型コロナ感染症による国内の死亡者は80代以上に集中しているが、認知症の人も約4分の3が80代以上であり、認知症の人はコロナに対して高リスクだと言える。また、介護保険施設入所者のうち、約8割は80代以上であり、約9割は認知症との報告があります。

広島大学と日本老年医学会は、6月から7月にオンラインで実態調査。施設入所の人につ

いては、全国945の高齢者施設、介護施設に、在宅で暮らす人については介護支援専門員（ケアマネジャー）751人に調査を行いました。調査結果によると、多くの施設が外出制限や家族・友人と面会制限を実施していた。在宅では、介護サービスを受けられないために、ほかの人との触れ合う時間や体を動かす時間が減るといった状況が多く見られました。

施設では、コロナの陽性者や濃厚接触者などの入所者がいた56施設のうち、約4割が「行動・心理症状のため、対応困難だった」と回答し、その理由として、半数以上が「徘徊などによる隔離困難」を挙げた。在宅では「介護サービスを受けられなくなった場合などに家族が介護を行った」との回答が7割を超え、家族の身体的・精神的・金銭的負担が生じていた。

これからの対応として、本人・家族に必要な情報の提供や家族の負担軽減、自宅での介護予防の取組への支援、地域とのつながりを保つための支援、コロナと認知症の両方に対応できる医療体制の整備などが必要だと考えます。

また、認知症の人が感染した場合の隔離の在り方についても、多くの施設が悩んでいると聞きます。コロナによる介護負担の増加や、コロナと認知症の両方に対応できる医療体制の整備、障害を持つ方々とその家族へのサポートも、コロナ禍にあって新たな支えが必要となってきました。

この対策には、一口に言っても多種多様で、目の前に見えるものだけではないが、町長のお考えを伺います。

以上、壇上よりの質問を終わります。

○副議長 町長原田俊二君。

（町長 原田俊二君 登壇）

○町長 伊藤寿郎議員のご質問にお答えいたします。

初めに、いじめの防止対策について、いじめ（SNSを含む）の早期発見、即時対応するための家庭、学校、地域、警察などの連携をどう図るかについてであります。まず、いじめについては、いじめ防止対策推進法の中で、「いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、

いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。」と規定されております。

さて、本町の小・中学校におけるいじめの認知件数であります。平成30年度が87件、令和元年度が86件で、ほぼ同じとなっております。

町では、川西町いじめ問題対策連絡協議会設置条例に基づき、人権擁護委員、弁護士、警察、臨床心理士、学校、行政機関で構成する川西町いじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめ防止対策に取り組んでおります。

また、町内全ての学校において、いじめ防止基本方針を定め、いじめ防止のための校内体制を整えており、基本方針は保護者総会などで保護者へも説明し、学校と保護者が協力していじめ防止対策に取り組んでおります。

さらに、本町には、6名の人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受け、活動いただいておりますが、人権擁護委員の活動は大きく3つあり、人権啓発活動、人権相談、いじめや差別、暴行、虐待などの人権侵害の被害者救済活動であります。委員の皆さんには、いじめや差別などの未然防止に向け、法務局、町、教育委員会等と連携を図り、側面からの支援や啓発活動に積極的に携わっていただいております。

次に、いじめ防止対策に有効な方法など、どのように調査研究を行うかについてであります。町内全ての学校において、いじめに関するアンケート調査を年2回、児童・生徒と保護者に対し行い、いじめの状況を把握しております。調査結果に応じ事実確認を行い、事実であれば、その背景や理由を調査し、担任だけでなく、学校全体で組織的に対応しております。

さらに、先ほど申し上げました川西町いじめ問題対策連絡協議会において、調査結果の報告を行い、本町の状況及びいじめ防止対策等について協議いただき、いじめの未然防止、早期解決に生かしており、今後ともいじめ防止対策の調査研究を行うとともに、人権擁護委員や関係機関・団体等と連携の下、家庭や地域ともそれぞれの役割に応じ一体となって、いじめ防止対策に取り組んでまいります。

次に、児童虐待への対応について、児童虐待を防ぐ地域づくりをどう考えるかについてありますが、児童虐待防止月間となっている11月に、児童虐待に関する記事を町報に掲載し、児童虐待は、身体的に暴力を振るう、大声でどなる、脅迫する、子供の前で家族に対し暴力を振るう、無視をする、不潔なままにしておく、食事を与えないなど多岐にわたることや、

相談先について家庭や地域で理解していただくよう周知するとともに、幼児施設、小・中学校にポスター掲示を依頼し、保護者等に啓発を行っております。

また、児童虐待防止法では、児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときには、全国民に通告の義務があり、虐待の疑いでも通告してよいこととなっており、地域の児童相談所につながる無料の虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」が整備され、虐待かもしれないという連絡だけでなく、子供や保護者からのSOSをいち早くキャッチするため運用されているところであります。

幼児施設、小・中学校では、子供の状況から虐待が疑われるような場合は、関係機関に相談または通告し、早期対応を図る仕組みとなっております。また、町では、要保護児童対策地域協議会を設置し、これに関わる代表者会（年1回）、実務者会議（年4回）、ケース検討会議（随時）を開催し、児童福祉機関、教育機関、警察・司法機関、人権擁護機関、行政の関係者において情報を共有し、対策を講じております。

なお、悲惨な事故が起きることのないよう、虐待について理解を深め、地域全体で虐待予防、虐待防止、虐待の早期発見・対応ができるよう、引き続き関係機関と連携し、啓発、子育て支援等を行ってまいります。

続きまして、高齢者支援の充実についての1点目、自宅での介護予防の取組への支援をどう考えるかについてであります。町の介護予防事業である高齢者サロンなどについては、新型コロナウイルスの感染が拡大し始めた今年3月から4か月間、感染予防のため事業を休止しておりました。その間、高齢者向けの自宅で取り組める運動の紹介など、介護予防に関する情報を町報等により発信するとともに、介護予防事業に参加していた高齢者には各種リーフレットを送付し、筋力の維持向上が図られるよう呼びかけておりましたが、中には認知機能や身体機能が低下した方も見受けられました。

その後、感染拡大が一定程度収まった6月中旬から、3密を避けるなど「新しい生活様式」の要件を満たすよう環境を整えるとともに、マスクや消毒液等の予防用品を配備しながら、休止していた介護予防事業を順次再開してまいりました。

認知症の進行を防ぎ、介護予防や健康維持を図るためには、自宅で運動を行うなどの個々の取組に加えて、地域の高齢者がお互いに励まし合いながら交流する機会が大切です。自宅を取り組める介護予防や生活習慣の改善に関し、普及啓発に継続して取り組むとともに、参加者が集う介護予防事業については、感染予防対策を徹底した上で、継続して取り組んでいきたいと考えております。

次に、コロナと認知症の両方に対応できる医療体制の整備をどう考えるかについてであります。現在、山形県では、新型コロナウイルスに感染した場合、感染症指定医療機関に入院することとなりますが、入院患者に認知症等の精神症状があり、精神科の治療が必要な場合には、当該医療機関の精神科の医師と連携し、双方の治療を行う体制となっております。

一方、厚生労働省では、認知症等の精神疾患のある人が感染した場合に備え、連携できる医療機関の確保や調整を行うことを自治体に求めており、県では精神科病院と検討を行っている段階であります。具体的には、新型コロナウイルス感染症の身体症状と精神症状を比較時、感染症が軽症で精神症状が重い場合は精神科病院に入院できる体制の整備に向け、調整を進めているとお聞きしております。

次に、認知症の人が感染した場合の隔離の在り方をどう考えるかについてであります。現在、町内の介護や障害などの福祉施設では、置賜保健所から専門的な助言・指導を受けながら、新型コロナウイルス感染症対策に関する業務マニュアルの作成や、施設内で感染者が発生した場合の隔離対策について取り組んでいただいております。

また、置賜管内の感染症指定医療機関においては、感染者の受入れ可能な病床数に対する入院患者の割合である病床占有率は、令和2年12月7日現在で0%であり、これまで、感染が確認された方が検査結果の出た当日か翌日に入院できている状況から、入院するまで福祉施設や家庭で隔離が必要となった場合でも、短期間で済むものと考えております。

現在、福祉施設や家庭において感染予防に努めていただいておりますが、感染が疑われる方や濃厚接触者などが確認された場合は、医療機関や保健所などの指示により対処することとされております。

議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症については、多種多様な対応が求められておりますが、感染拡大の抑制が肝要と考えておりますので、町としては医療機関や福祉施設の感染予防対策に対し、国や県と連携しながら支援するとともに、感染拡大により地域の医療が逼迫しないよう、認知症の方や障害のある方はもとより、町民全体の感染予防対策を重点的に取り組んでいきたいと考えております。

以上、伊藤寿郎議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○副議長 教育長小野庄士君。

(教育長 小野庄士君 登壇)

○教育長 伊藤寿郎議員のご質問にお答えいたします。

初めに、教育現場での道徳教育の充実をどのように図るかについてであります。学習指

導要領の一部改正に伴い、小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から教科化され、教科書を使った授業が行われております。

学習指導要領で、「道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基礎となる道徳性を養うことを目標とする。」とされております。

なお、道徳科の授業では、特定の価値観を児童に押しつけたり、主体性を持たずに言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育の目指す方向の対極にあるものとされております。多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、自立した個人としていかに生きるべきかを自ら考え続ける姿勢こそが道徳教育が求めるものとされております。

各学校では、授業において適切に指導がなされるよう、指導方法の工夫改善を行う授業研究会を行っておりますが、その中で道徳教育をよりよいものにしていく研修もなされております。

また、道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、児童の発達段階を考慮して、適切に指導を行うこととされております。授業以外の場面においても、例えば縦割班による活動を通して、異学年の児童との関わりを持つ場面を設定し、思いやりや協力について考えるなどの活動が行われるなど、学校教育活動全体を通して、道徳教育の充実を図っております。

次に、学校教育、社会教育の場で子供たちのカウンセリングの場はあるかについてですが、山形県ではスクールカウンセラーの活用授業を実施しており、川西中学校においてスクールカウンセラーの派遣を受けております。現在、2名のカウンセラーが年間210時間の相談業務を行っており、中学校の生徒、保護者に加え、小学校の児童、保護者についても希望に応じて対応しております。昨年度は、延べ人数で中学校82人、小学校8人の相談に応じていただいております。また、町教育相談員及びフリースクール指導員が保護者からの相談に応じているほか、学校では担任以外にも、擁護教諭や特別支援学級の指導員等が相談に応じております。

このような対応の中で、必要に応じてより専門的なスクールカウンセラーからの指導や、専門医の受診等につなげる対応も取っております。

学校以外の場としては、山形県「子供SOSダイヤル」や「教育相談ダイヤル」等、子供たちが電話で相談できる環境が整えられており、このことはプリントやカードの配布を通して周知しており、また、人権擁護委員会より配布される「子どもの人権SOSミニレター」

など、学校以外の機関の相談窓口についても周知しております。

次に、児童虐待への対応について、児童虐待防止、予防体制をどう考えるかについてであります。平成28年に、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策強化などを図るため、児童福祉法の改正が行われました。

本町においては、平成30年度より、子育て支援センター機能を整え、妊娠中（生まれる前）から子育て期まで、関係機関と連携し、相談・支援を適切に行うなど、切れ目のない支援を実施しております。また、母子保健を含む健康づくり、児童福祉、幼児教育に関する業務を担当する健康子育て課と教育委員会とが連携を図り、対応しております。

虐待に関する関係機関との連携については、要保護児童対策地域協議会を設置し、実際に虐待を受けた案件だけではなく、虐待のおそれがある案件も含め、児童相談所、警察、県、学校、地区組織等、関係する機関などが情報共有を図りながら連携し、対応しております。

学校内においては、児童・生徒の学校生活の状況や発する言葉、身体状況、健康状態の観察を通して、心配なことがあった場合、担当者だけでなく、組織で対応する体制を整えており、虐待に関する状況を早期に発見できる体制を構築しております。

DVを含め、個別に対応が必要なケースについては、学校と関係機関が集まり、情報共有や対応の検討を行い、適切な対応につなげており、今後とも関係機関との連携をさらに密にしながら、引き続き虐待防止や虐待予防に取り組んでまいります。

以上、伊藤寿郎議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○副議長 伊藤寿郎君。

○7番 まず、今度、進め方について確認させていただきますけれども、午前中の神村議員、そして寒河江議員の議会中継、NCVの中継の際に配信トラブルがあったということで、係の担当の方いらっしゃったようですねけれども、もうその中継のトラブルというのは解消されましたのでしょうか。コロナ禍で、NCVを見ながら応援されているという方から連絡いただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

いじめについてのテーマですけれども、子供たちの問題ではなく、実社会でもあり得ることとございます。そして今、コロナ禍の中の町民の生活を守ることが、我々最重要な課題と考えているところとございますけれども、やはり未来ある、次世代を担う子供の育成を進めたい思いで、今回の一般質問のテーマとさせていただきます。

先ほどもちょっと録画中継のことを言いましたけれども、アクリル板を設置していただいてコロナ対応したこともありますし、初めてのこういった場所で質問させていただきますの

で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、答弁の中からお伺ひしたいと思ひます。町長にお伺ひしたいと思ひます。

答弁、初めの文中の中に、「本町の小・中学校におけるいじめの認知件数であります、平成30年度が87件、令和元年度が86件」ということで、件数のご報告をいただきました。この件数を、町長的にはどういふふうにつまえているのか、また、横ばいの件数を示すわけですが、これに対してコメントいただきたいと思ひます。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 この調査したのは教育委員会ですので、私の発言からすると足りない部分は教育総務課長から説明をさせますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

いじめについては、総合教育会議の中でも、ゼロにするという目標で取り組んでいるところでありまして、様々な人間社会でありますので、子供たち同士トラブルがある可能性もありますので、それをできるだけ幅広く発見すると、アンケート実施などしながら、いじめられた、いじめたという感覚をまず持つことが大事なので、できるだけ隠すんじゃなくて、幅広く拾い上げ、もしそれが実際にいじめとして――調査をして――あるとすれば、早く解決する、そんな取組を先生方されているという報告をいただいておりますので、淀野課長からフォローをさせていただきたいと思ひます。

○副議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 いじめに関しては、先ほどの答弁にもありましたが、年2回、6月と11月なんです、アンケート調査を実施しております。そのアンケート調査については、1年から3年用、それから4年から6年、それ以上という3つの段階に分かれているんですが、尋ねる項目は14項目でありまして、これは全て同じものでございます。例えば、冷やかしたり、からかわれたりすることがありますとか、そういったものについて「されている」「されていない」、あるいは「もしかしたら自分がしたかもしれない」、あるいは「周りでそういうことをされた人がいるかもしれない」という設問に答えていくようなアンケート調査でありまして、さらに保護者の方には、子供の状態からそのようなことが当てはまることあるかなんというのを出して、いじめに対する取組をしているところであります。

また、いじめ問題の早期発見のために、教師用のチェックリストというのがありまして、こういったことがないか、あるかなんというものをチェックする項目があつて、このようなものを使いながら、いじめの早期発見、それから予防に取り組んでいる状況にあります。

町長の答弁にもありましたが、隠すのではなく、ちょっとしたことでも見つけたら、それを

注意して見ていく。それが本当かどうかなんかを調べていって、重大な事故、あるいは大きくならない、あるいは早期解決に努めるというのが学校内で行われているところでもあります。

○副議長 伊藤寿郎君。

○7番 今朝ほどの新聞でも、講師の方がいじめの件数のアンケート調査の際に隠蔽したというものの、ちっちゃな記事が出ておりました。

僕は、今回の一般質問に当たって、各小学校、そして川西中学校の先生方とお話しする機会を一応設けて、アンケートについてもお聞きしたんですけども、やはりちっちゃなことから、子供が普通に小競り合いするようなものから全て上げているんだと言う先生もいらっしゃいましたし、先生方で、これは上げてでもセーフじゃないのか、そういった判断がきちんとされていないところは、何でここまで細かに、文科省は全部上げなさいというふうな流れになっていたものか、我々はやっぱり分からないわけで、先生方も分かっているようで、アンケートの答えがそういった数になって、県の集計をしたら全国で2位と。

今、新聞を見ると、どうしてもコロナの感染の数だったりとか、そういう人数的なものですごく町民の方は意識されているわけなんで、全国で山形県はこんなの、こんなについていうふうに思える状況が、それは新聞報道がよいのかどうかも分かりませんが、アンケートが本当に、文科省がされているものが本当に適切なものかどうか、数を報告することによって、お子様方、そして保護者の方々というのは数をすごく敏感に見られるわけじゃないですか。

86件で7件と横ばいになっていることについて、もう一度、町長、お答えをお願いします。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 ちょっとデータでお知らせしますが、平成30年、令和元年、80件を超えたわけでありまして、平成27年は小学校、中学校合わせて5件、28年は8件、平成29年は15件という形で、やっぱり30年から、いろんな、小さな出来事でも、できるだけ広く情報を収集するという学校サイドの考え方が変わって、こういった集計結果になっているんだらうなというふうに思います。

やっぱり、傷が深くなってしまって收拾が困難な状況にならない、できるだけいじめの芽で摘んでしまう、解決していく、こういったことが取り組まれた形で、このような数字になっているのかなど。そういう意味では、前向きに捉えて、早期解消、いじめ解消につながっているものと私は認識しております。

○副議長 伊藤寿郎君。

○7番 そうですとね、平成30年度の87件、そして令和元年度の86件というのは、認知の件数では上がっておるわけですが、そのときは、その年でこのいじめが解消されたというふうな捉え方でよろしいのでしょうか。

○副議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 このいじめ調査、あるいはいじめが発見された場合の対応なんですが、約3か月後という期間を設けておまして、その3か月後にそれが解決されたかというものを必ず確認することになっております。

本町の場合は、年度でいうと、3か月、3月に起こったものは次の年度になっちゃうものですから、その辺のところだと微妙なんですけど、今のところは100%いじめは解決されているという状況を確認しているところであります。

○副議長 伊藤寿郎君。

○7番 解消されたというような捉え方だと思うんですけども、やはりいじめの子、いじめられる子があって、例えばそれが同学年で、小学校から中学校まで上がった際に、毎年、けんかしていてもそういったカウントは取られてしまうという、本当に何か嫌な世代になったなというふうに僕は感じるわけで、小競り合いぐらいだったらどの子供でもやるんじゃないのって。僕自身もそうだし、僕の息子たちもそうだったし、なのに今となったこの30年、令和になってから、そんなちょっとしたことが件数となって、これ何か、すごいいじめは悪いものだ、大変なものだというふうな、時代でもう捉えるしかないのかというような思いが、何かすごく残念でたまらないので、その辺りから、ちょっと我々も勉強しながら一般質問に向かわなくちゃいけないかなと思っていたんですけども、もう一度、町長、今のそのアンケートについてどういうふうに思われますか。先ほどは僕の気持ちで言ってしまいましたけれども。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 学校現場で、先生方は苦勞しながら子供たちの指導に当たっていただいているわけでありまして、それ以上私が言及することはないわけでありまして、世間一般で出た情報、このいじめの件数なんかを見てもそうなんですけれども、やっぱり将来的な障害なんですかね、人生に大きな傷を残すようなことのないように、深刻な状況を招かないために、やはりできるだけ早い段階で、そういう兆候を見つけたらば解決していくと、円満な人間関係を築きながら成長を促していくという取組として捉えておりますので、件数で、それだけで何というんだらうか、左右されないで、今の実態を十分把握して、先生方が真剣にいじめに

対して向き合っているというふうに理解をしておりますので、先ほどありましたように、3か月後にはその問題は解決しているという報告をいただいておりますので、それは結果として効果が現れているのではないかというふうに思っております。

○副議長 伊藤寿郎君。

○7番 アンケート結果が、小学生は低学年が多いと。僕、中学校の先生にお聞きした際も、中学の1年生、入学したての1年生が、どうしてもいじめがあったり、いじめられやすいということをお聞きしておりますけれども、教育委員会、教育長もいらっしゃいますので、その辺りの実態についてどういうふうにお聞きして、どのように考えられているか、お願いしたいと思います。

○副議長 教育長小野庄士君。

○教育長 ただいま質問のありました中学1年生が多いのか、少ないかというふうなものについては、学年ごとに調べたものを今持ってきていないので分からないのでありますけれども、確かに6つの小学校から1つの中学校に集まるわけですから、これまで、非常に家族的な雰囲気の中で学習してきたということと、それが中学に入り、異質なものと、これまで経験したことのないようなことがたくさん起きるのでありましようから、そこでいじめられたというふうに考えられる、そういうふうな行動が起きるのかなど。でも、時間がたてば、それなりに落ち着くのかなんとも思いますし。

先ほどいじめる子といじめられた子というふうに言いましたけれども、いじめる子は何とも思っていないくても、非常に不愉快なこれはからかいだったんでないかといじめられたほうが思えば、そこで書くというふうな具合でございまして、昔のようにけんかして、けんか両成敗みたいな発想でのいじめというのはなかなかないという中で、件数が上がっているという現実でございまして。

○副議長 伊藤寿郎君。

○7番 SNS系のことも僕の質問書にも入れたんですけれども、中学1年生のいじめが多い中に、スマートフォンで、SNSですね、ラインというグループをつくって友達が集まるじゃないですか。ラインから、グループから外されるというのもやっぱりいじめのカウントになっているということで、まず中学1年生というか、したての子はスマートフォンの使い方がよく分かってらっしゃらないというふうなことを聞くと、講師を呼んで、スマートフォンの使い方についてご指導があったようではございますけれども、その辺り、教育長ご存じでいらっしゃいますか。

○副議長 教育長小野庄士君。

○教育長 今、スマホの話が出ておりましたが、携帯電話も含めて、もう10年来この課題については講習会をし、子供たちだけじゃなくて、保護者に向けても講演会をしているというふうな状況でございまして、講師としては、まずは米沢警察署の補導課から、それからNTTとか技術的な援助から、業者のほうの関わりのあるところからたくさん講師を呼んでいった。もうそういうふうなことは全国的に話題になっておりますので、講師も多彩な方がおまして、学校に来ていただいて講演をしていただくということで。

ちょっと話はずれるかもしれませんが、中学校1年生のときにスマホ、これを今持つ子が非常に多くなってきたんじゃないかなと思っておりまして、その使い方についてやはり大きな課題があるなということで、今も進行中ではありますが、使い方について授業の中で教えていっているというか、指導しているというのが現状であります。

○副議長 伊藤寿郎君。

○7番 また今年も、こういったスマホを持つ、持たない、SNSのやり方とか、そういうご指導があつて、来年も新入生が入ってきて、同じようにスマホの問題が出て、またSNSの問題が出てという繰り返しというか、そういうのに対して何かどこかで止めようという考えはないのでしょうか。

○副議長 教育長小野庄士君。

○教育長 どこかで止まるような施策があれば教えていただきたいのでありますけれども、早く言えば、SNSも含めまして、これは保護者の方々の使い方にも影響されてくるんじゃないかと思っております。

学校は社会の縮図であると昔から言われているのでありますけれども、お母さん、お父さんのスマホというか、SNSの使い方、そういったものが子供さんのほうに大きく影響を及ぼしていることでしょうし、子供さんにスマホを与える際には、約束事とかそういったものをしっかりと守っていくというふうなことで買い与えるというふうなこともありますけれども、そこら辺のところの家庭内の教育というところは非常に、この問題が出てきてまだ日が浅いということから、きちんとした家庭内教育がなされていないんだらうというふうなことも危惧しておりまして、保護者に向けて、たくさんの資料とか、あるいは講習会を開いているということでございまして、今後もずっと続くのかな。さらにまた、媒体がコンピューターなども入ってきますので、そこら辺のところも非常に心配しているところではあります。

以上です。

○副議長 伊藤寿郎君。

○7番 それで、町の取組について、3月に第2期川西町子ども・子育て支援事業計画、また、町民の方には概要版ですか、が見られて、とつても、この中身を見ると、ここまでもう事業計画と、事業されていて、いじめとか虐待はもう本当はゼロになってもいいんじゃないのというぐらいの、私なりには見ておるんですね。

ただ、取組についてちょっと確認したい点があったので、その点について再質問させていただきたいと思います。

いじめの、先ほど、いじめ問題対策連絡協議会ございますけれども、文中見ますと、「川西町及び各校のいじめ防止基本計画の実効性を高めるための支援を検討する」という文言で、所管の教育総務課さんとなっておりますけれども、「支援を検討する」というのが私はちょっと分からないんですけれども、これはお聞きしてよろしいですか。

○副議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 いじめ問題対策連絡協議会については、先ほどの答弁がありましたとおり、人権擁護委員、弁護士、警察、臨床心理士、学校、行政機関等で構成している会議でありまして、学校でいじめ対策基本方針を定めておって、その中でいろんな対策を取っております。

また、先ほど来申し上げておりますいじめの調査等の数値などもその場に出しながら、どういった対応がいいのかというようなことで検討していただいております。実際、対応に当たるのは学校の先生方、あるいは学校となってきますから、その対応に対してアドバイスをしていくというような捉え方で、支援というような記載になっているものと思います。

○副議長 伊藤寿郎君。

○7番 総務課長、支援を検討するというその文言がちょっと分からないので、ご説明願いたいんです。

○副議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 実際は、その支援を検討するだけではなくて、検討し、対策についてアドバイスいただいているという内容になっています。

○副議長 伊藤寿郎君。

○7番 この計画書を見ますと、すごく、先ほども言いましたけれども、子供のために、計画も今やってらっしゃることも大変素晴らしいものだと思うので、事業内容を見ると、先ほどお答えいただいた「支援を検討する」という、ほかの文言以外は、何々を行う、何々を図るというふうに、もう前向きに一步踏み出した内容で事業内容が書かれてあるのに、ここの部

分だけ「支援を検討する」ということなので、ぜひこの文言の、微妙なニュアンスだと思うんですけども、「支援を検討する」ではなく、推進するだの、構築するだの、図るだのという適切な言葉で、もっと踏み込んでいただければと思うんですけども、次回のこの計画がもし変更があったりとか、事業をされる際に、「支援を検討する」という文言じゃなくて、もっと前に踏み出したようなことができるようにだけお願いしたいんですけども、それはできるものなのかどうか、お聞きしたいと思います。

○副議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 先ほどお答えしましたように、検討するという中身が、検討して進んでいるという内容が現在の状況でありますから、今、議員からご指摘があったように、紛らわしい言い方ではなくて、適切な言い方というものに変えていこうというふうに思っております。

○副議長 伊藤寿郎君。

○7番 よろしくお願ひします。

町長、件数もお答えもされましたし、答弁を聞いている我々は、川西町こんなに一生懸命、関係機関の方々、そして保護者も生徒さんも一緒にやっていることを考えると、全国最多だと言われるのは僕かなり悔しいんですね。こんなに頑張っている町なのに、何でもう、宮崎に次ぐ2位とか最多とか、これは自分の捉え方の問題だと思うんですけども。

先ほども町長、いじめの件数はゼロになってもいい話をされましたよね、答弁の中で。もう町のトップでありますし、やはりこういった機関の方々が町の、川西町の子供は川西町で全力で守りますということを、町長自らトップとして発言は難しいとしても、ゼロにするということも難しいとしても、できれば町民の皆様に、そういったいじめを減らすことに関して、何かメッセージをいただければと思いますけれども、どうでしょうか。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 山形県全体が宮崎県に次いで多かったということでございまして、その中で川西町が断トツに多いとかそういうことはございませんので、山形県の教育委員会サイドとして、やはりいじめというものを見逃すことなく、できるだけ小さな段階で解決するためにアンケート調査などを実施しながら、認知件数はありますけれども、深いいじめではないというふうに思っております。

私としても、いじめゼロということで、年度をまたいで積み残すことのないように、人間関係ですからというんでしょうね、先ほどあったように、友達と遊んでいて、遊んでいた延長として、自分が嫌な思いすればいじめられたというふうになるし、そういったことでお互

いに成長していくはずなんですけれども、時間で切ったときにいじめられたというふうに思って、次のときは逆にいじめる側に回ったりとか、そういうやり取りがあると思うんですね。その中で互いに成長していくということにつながるように支援していくということになると思います。

我々からすれば、いじめ、そして虐待はゼロにしていくということを理念に、町民の皆さんに訴えていきたいと思います。

○副議長 伊藤寿郎君。

○7番 議員の先輩からは、お願いしますとか、ありがとうございます、また、議員必携にもそのような必要ないということは書かれておりますけれども、改めて、町長の今のお言葉にありがとうございますと申し上げたいと思いますし、本当にゼロになるような町でありたいと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、児童虐待についてお伺いしたいと思います。

こちらの事業計画の中に、77ページのほうなんですけれども、成果の指標として、児童虐待の中の要保護児童数というものが、実績値、平成30年が5人、見込値、令和元年度5人、目標値、令和6年度ゼロ人というふうに書いてあります。虐待について先ほど答弁していただいたときに、いじめの認知件数は答弁の中にありますけれども、虐待については僕も何人いるかというふうな質問もしておりませんが、もし可能であれば、この5人というふうな令和元年度の要保護児童数がここに示されておりますけれども、認知の件数としてよろしいかどうか、確認したいと思います。

○副議長 金子健康子育て課長。

○健康子育て課長 令和元年度の5件につきましては、実数値でございました。通報といえますか、相談あった件数全てお載せをしたものでございます。

○副議長 伊藤寿郎君。

○7番 先ほどの町長の言葉にもあったように、いじめから虐待につながるものだったりとか、そういった一くくりにはできないわけでございますけれども、虐待についても併せてまちづくりを考えなくちゃいけないところでお言葉いただいたので、この2点についてはよろしいかなと思いますし、最後の高齢者について、最後に質問して終わりたいと思います。

認知症の方との一応お話もした上で質問をさせていただいたところなんですけれども、年代的には僕等の父、母は認知症になったりとか、介護をしている世代でございますので、やはりこのコロナというのは本当に厄介なもので、まして両親、親をそういった病気で介護し

ているというふうなご苦勞を、少しでも何かご支援していきたいものであると思ひながら、いろいろお話を聞いたりした上でのことですが、答弁書にもございますように、うちの医療体制も介護体制もとてもすばらしいものだと思いますし、僕自身介護を抱えている、母を診ていただいている身には、厚く御礼申し上げたいと思ひますし、コロナを来年はなくしてというか、もしそうして、新しいまちづくりの一步だと考えておりますので、最後に、こうやっていじめもありますし、コロナで頑張られている皆様に、町民の皆様に新しい来年へのエールなどをいただければ有り難いと思ひます。よろしくお願ひします。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 全国的にコロナ感染が拡大し、非常に医療機関が逼迫している状況が生まれてまいりました。大阪府、さらには北海道などでは看護師が足りなくて、自衛隊に派遣を要請するなど具体的な支援を求められております。そのような状況になってからでは遅いと、そうならないために、今、置賜管内は落ち着いているわけではありますが、様々困難な課題を抱えている方々に、感染につながらないように、我々も行動をしっかりと取っていかなくちゃいけないな、感染地域への移動などについても十分対策を講じて、できれば不要不急の場合には自粛していただくことなど、また、年末年始を迎えて、東京等から帰省を考えてらっしゃる方もいらっしゃると思ひます。そういう方々についても十分注意するように、できればコロナが終息することが見えたといひますか、終息することを前提に移動を考えていただきたいな。今年には本当に大変な状況を抱えた全国的な内容でありますので、行動を控えていただくようなことも考えていただきたいなというふうに思ひます。

伊藤議員からありましたように、コロナは必ず終息する、解決できるというふうに、人類は解決するすべを見いだすというふうに思っておりますので、力を合わせて解決できるように、また、薬が開発できることを期待していきたいと思ひます。まずは予防して、感染しないということを皆さんで誓いながら取り組んでまいりたいと思ひます。

○副議長 伊藤寿郎君。

○7番 ありがとうございます。

以上で私の一般質問を終了いたします。

○副議長 伊藤寿郎君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後2時20分といたします。

(午後 2時01分)

○副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時20分)

○副議長 第4順位の橋本欣一君は質問席にお着きください。

10番橋本欣一君。

第4順位、橋本欣一君。

(10番 橋本欣一君 登壇)

○10番 本日最後の質問でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長宛てに通告のとおり質問いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症関連の質問でございます。

現在、新型コロナウイルス感染症が第3波を迎えている情勢で、全国的に感染者が急増しており、地域によっては医療崩壊寸前との情報もあります。

山形県においても、人の移動などで感染の増加が見られます。川西町においては現在、感染は報告されておきませんが、依然として個人の衛生管理はもちろん、公共としても「新しい生活様式」に従った対応の一層の徹底が求められております。

町主催の事業やほか事業が一定の衛生管理の下、開催され始めており、一見落ち着いた状況に見えますが、ここに来て全国的な感染状況が広がっており、この状況をどのように捉えておられるのか、見解を伺います。

町では、当面のコロナ対策として、既に県・国の補助を活用しながら、多方面での支援策を行っております。年末を迎え、現状での町内経済状況、雇用状況はどう捉え、さらに今後、経済面での支援策が必要と考えますが、商工支援の追加策は考えているのか、また、住民に対しての消費向上策など、他市町では実施されておりますが、今後の対応についてのお考えはどうでしょうか。

万が一感染した場合の支援については、どのようにお考えでしょうか。

PCR検査、家屋の消毒費、治療費などの負担、また、ほかに誹謗中傷の対応など考えられますが、いかがでしょうか。

さらに、民間団体・企業におけるクラスター発生の際の感染対策への支援体制はあるのかを質問いたします。

行政運営上では、庁舎内でクラスターが発生すれば、災害時同様、業務や事業を継続する

ことが困難になりますが、感染症に対する事業継続計画（BCP）と復旧計画（BCRP）、緊急時対応計画は十分か、また、職場・職員間で認知、共有されているでしょうか。

住民との接触をできるだけ密を避け、住民サービスを充実させる1つの方法として、リモートの活用が挙げられますが、各地区センターや出先機関での広範囲の活用が望まれます。また、オンライン手続やスマホ決済なども考えられます。同時に、押印廃止も進むと思われませんが、これらの整備の考え方についてはどうでしょうか。

次は、学校の少人数学級の考え方について、教育長に質問いたします。

コロナ禍とともに、GIGAスクールなど学校におけるリモート化と同時に、少人数学級導入の越えか大きなうねりとなってきました。密にならない教育環境、きめ細かな指導、そして先生の労働環境の改善などの効果が得られるとしております。

県では、平成14年からの「さんさん」プランにより、一定少人数学級化が実現されております。川西町には、少子化等により1クラス33人以下となっていると認識していますが、現状ではどうでしょうか。

県の報告書によれば、少人数学級にすることで児童一人一人の指導が充実し、理解が深まる。教室に余裕が生まれ、学習環境・形態の工夫ができた。学級における一人一人の役割が充実し、所属感が高まった。これにより、小・中学校共に学力の向上が見られる。また、落ち着いた学級をつくることができ、問題行動が全国に比べ少ないとあります。

教育長の少人数学級に対する見解と今後の動きについて質問いたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○副議長 町長原田俊二君。

（町長 原田俊二君 登壇）

○町長 橋本欣一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症について、現在の新型コロナウイルス感染症の認識についてであります。議員ご指摘のとおり、11月以降、全国的に感染増加傾向が強まり、過去最多の水準となっており、感染第3波にあると捉えております。

山形県でも11月7日以降、新規感染者が連日のように確認され、12月7日までの31日間で91人、これまでの累計は177人となっており、県では11月26日付で感染状況をレベル2【注意】からレベル3【警戒】に引き上げ、県民にさらなる注意喚起がなされているところであります。

新規感染は、特に庄内地方で多数確認されており、次いで村山地方が多くなっております。

置賜でもこの間2人が確認されており、いつ本町で感染確認があってもおかしくない状況にあると認識しております。

町民の皆さんや町内各事業所におかれましては、再度「新・生活様式」に基づいて生活をいただくようお願いするとともに、特に感染拡大地域との往来について注意を喚起してまいりたいと思います。

次に、町内の経済・雇用・消費状況と追加の支援策についてであります。新型コロナウイルス感染症拡大により、外出はもとより、各種会議やイベント等の開催自粛要請が相次いで発せられ、飲食業者やタクシー事業者等の業況に多大な影響を与えております。

本町においては、国の交付金等を活用した独自の支援策はもとより、県との協調事業等の実施を通して、感染症拡大により大きな影響を受けている事業者等の事業の継続を支え、再起の糧となる支援を講じてまいりました。

町内の事業者の経営状況等の把握に当たっては、商工会において事業者等への戸別訪問を実施し、各種支援策の周知とともに、状況等の聞き取り調査を実施しておりますので、情報の共有を図り、状況把握に努めております。

製造業においては、現時点での売上げが前年比で40%から50%以上減少している事業者がほとんどであります。雇用の状況は、受注減少に伴う一時帰休を実施しているものの、国の雇用調整助成金を活用しながら雇用の確保が図られているなど、感染症拡大により先行きが見通せない中にあるものの、雇用の確保を最優先に経営努力されておられます。

また、社内の感染予防を徹底するため、事業所内に消毒液や非接触型体温計を常備するとともに、マスク着用を徹底するなど、「新しい生活様式」に対応した対策が講じられております。

次に、飲食業においては、現時点での売上げ減少が前年比50%以上の事業者が多く、10名以上の宴会や法事などの予約がほとんどない状況にあり、特に近隣市町に感染者が発生した場合、予約がすぐキャンセルされるなど、大変厳しい状況が続いております。

各事業所においては、消毒液の活用など、お客様に対し感染予防の徹底に向けた注意喚起を行うとともに、ソーシャルディスタンスを確保し、密にならないよう配慮するなど、コロナ禍における新たな営業活動を模索しておられます。

さらに、小売店においては、現時点での売上げ減少が前年比20%から30%で推移している事業者が多くなっており、現在実施している持続化交付金の継続が必要との要望もいただいております。

一方、町内の大型小売店においては、消費者が不要不急の外出を控え、家で過ごす時間が増えたため、来店者数は2%の減少となっているものの、10月から11月の売上げは増加し、前年対比104%の状況にあります。

このように、町内事業者等を取り巻く状況は、大型小売店のほかは極めて厳しい状況にあると認識しており、本町においては、国の要件に該当しない事業者等を対象とした独自の交付金制度の創設をはじめ、テイクアウト商品の販売促進やプレミアム付商品券の販売を支援し、町内事業者の事業継続と売上げ拡大、そして町内の消費喚起を図っております。

現在は、全ての業種で使用できるプレミアム付商品券「プレミアム30」の取組を支援しております。当初、6,000セットの販売を予定しておりましたが、好評により販売開始からすぐに完売し、完売後に購入に関する問合せが多くあったことから、実施主体である商工会と協議し、2,000セットの追加販売を行うなど、状況に応じた適時的確な対応を図っております。

今後も、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を注視しつつ、商工業の皆さんはもとより、商工会をはじめ関係機関等と連携を図るとともに、企業訪問の実施を通して経営状況と支援ニーズの把握を最優先に、支援策の検討を進めてまいります。

また、国・県等においてもさらなる支援策の検討等が進められておりますので、その動向を注視し、情報収集に努めながら効果的な支援を講じてまいります。

次に、感染した場合の支援策についてであります。指定感染症となっていることから、感染が疑われる場合や濃厚接触者におけるPCR検査、陽性の場合の入院費、治療費については公費負担となり、自己負担はありません。また、万が一感染した場合に、感染者や家族、勤務先に対し誹謗中傷される事案が全国で発生しておりますが、あってはならないことと考えており、ホームページなど様々な機会でも広く呼びかけております。

なお、感染した場合の家屋の消毒やクラスター発生後の感染対策における支援については、国・県において準備されておらず、事業者等の責任で実施されております。

次に、感染症に対する事業継続計画、復旧計画、緊急時対応計画の周知徹底、共有についてであります。ご指摘ありました事業継続計画（BCP）及び復興計画（BCRP）は、業務の停止・被害を最小限に抑え、継続及び復旧するための計画であります。

本町では、今年4月に開催した新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、事業継続計画について協議し、万が一職員や家族などが感染者あるいは濃厚接触者となった場合に備え、各課において所掌する業務の中で優先順位を付し、緊急時であっても必要不可欠な業

務を抽出したほか、万が一庁舎の一部が消毒作業などで閉鎖しなければならないことを想定し、代替施設として利用するための中央公民館の電話回線を増設しました。また、職員間の密接を回避するため、まちづくり課を本庁舎から第1分庁舎に移動させ、本庁舎西側フロアの課の配置の移動・分散を図ったところであります。

その後、これまでの間は「新しい生活様式」の徹底など、職員の感染予防対策を中心に重点的に取り組んでまいりましたが、ここ最近の第3波と言われる感染拡大傾向を背景に、改めて業務継続体制の強化・確認を図る必要があると思っております。

町としては、職員や家族などが感染者あるいは濃厚接触者となった場合の対応について、その状況に応じて保健所の指導等を受けながら、来庁者や職員の感染拡大の防止に努めるといたしました。その際は、必要に応じ庁舎の一部閉鎖も想定し、さきに申しあげました中央公民館などの代替施設の利用や、職員の交代制勤務等を実施し、役場機能や住民サービスの停滞を来さないよう十分努めてまいりたいと考えております。

また、職員に対しては、新型コロナウイルス感染症対策本部を通じ、緊急時に関する行動・対応について共有化を図り、引き続き毎朝の検温や手洗い、消毒、マスク着用など、「新しい生活様式」への実践を徹底させ、感染予防対策を講じるとともに、感染拡大地域への不要不急の往来は自粛するよう促してまいります。

次に、リモートによる住民サービスの拡大についてであります。新型コロナウイルス感染症対策として、人と人の接触を防ぐリモート会議の活用は、有効的な手法であると思っております。

町内の公的施設での整備としては、各地区交流センターにおいてWi-Fi環境の整備やパソコンの設置を行い、去る8月30日に実施した防災訓練の際には、災害時を想定し、役場本部と各地区交流センター間でリモート会議訓練を実施するとともに、センター長会議や地区の賀寿伝達等でも活用しました。また、学校施設においては、校長会と町内学校間でリモート会議を実施しております。そのほか業務上においても、公的機関や各種法人等とリモートを活用した会議や研修、打合せ等を実施しているところであります。

また、会議以外の場合、特に職員がリモートワークを行うことを想定した場合であります。町役場という性質上、個人情報を取り扱う業務が多岐にわたっており、いかに個人情報の保護が担保できるかが鍵になるかと思われまます。

一般的なインターネット回線では情報漏えいの危険性がありますので、一般回線とは一線を画して、場所や業務端末にとらわれず、また、セキュリティー対策と低コスト化を兼ねた

テレワーク環境を構築する必要があります。

現在、様々な端末からセキュリティー対策を万全にし、自治体情報システムへアクセスすることのできるテレワーク環境のシステムがいろいろと開発されております。また、職員の働き方改革を求められている今日、情報化推進のデジタルトランスフォーメーションを一層積極的に取り組み、労働環境を整備する必要もあると思っておりますので、自治体テレワーク環境の整備についても早急に検討してまいりたいと考えております。

加えて、現在のコロナ禍においては、行政手続のデジタル化も重要視されており、コロナ禍後のニューノーマルな時代への対応のため、ペーパーレスや判こレス、キャッシュレス、タッチレスの推進も必須であります。

国では、特別定額給付金等コロナ対策事業の申請で、活用手法の遅れが浮き彫りになって、マイナンバーカードについて2025年度末を目標に、住民基本台帳や税などに関する自治体システムの標準化とオンライン手続を推進するなど、積極的にデジタル化に取り組む姿勢を示しております。

県でも以前より、県・市町村のオンライン手続として「やまがたe申請」に取り組んでおりますが、11月下旬より「山形デジタル道場」という、市町村のデジタル化に向けた新しい取組が開始されました。本町としても、県・国と歩調を合わせながら、電子申請手続の推進をより進めていきたいと考えております。

また、押印廃止は、第2次経営改革プランの申請手続の省力化の実行項目として掲げており、国・県の申請、届出等での見直し結果に対応するとともに、町独自でも各種書類の押印の可否を洗い出し、押印廃止に向けた取組を推進していきたいと考えております。

さらに、スマホ決済はご案内のとおり、紙幣や貨幣をさわる機会を減らすことで人から人への接触を避けるとともに、会計業務の簡素・効率化が図られます。近隣団体では今年10月より、南陽市において窓口でのキャッシュレス決済の導入が開始されましたので、本町においても検討を進めてまいりたいと思っております。

以上、橋本議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○副議長 教育長小野庄士君。

(教育長 小野庄士君 登壇)

○教育長 橋本欣一議員のご質問にお答えします。

初めに、学校の少人数学級の考え方について、川西町の生徒数と教室数についてであります。11月1日現在、大塚小学校は児童数が98人で、普通教室数が6、特別支援学級数が2

であり、最も児童数の多い学級は19人であります。犬川小学校では、児童数が59人で、普通教室数が5ですが、5、6年生が複式学級となっております。また、特別支援学級数が2であり、最も児童数の多い学級は16人であります。小松小学校は、児童数が247人で、普通教室数が9、特別支援学級数が2であり、最も児童数の多い学級は35人であります。中郡小学校は、児童数が115人で、普通教室数が6、特別支援学級数が1であり、最も児童数の多い学級は25人であります。吉島小学校は、児童数が109人で、普通教室数が6、特別支援学級数が2であり、最も児童数の多い学級は21であります。玉庭小学校は、児童数が16で、普通教室数が3ですが、全て複式学級となっております。また、特別支援学級はなく、最も児童数の多い学級は7人であります。川西中学校は、生徒数が396人で、普通教室数が12、特別支援学級数が2であり、最も生徒数の多い学級は34人であります。

このように、町内の各学校における児童・生徒数は、山形県の「さんさん」プランにより、少人数の学級編制となっており、具体的には小学校の17学級で17人以下、18学級が「さんさん」プランで示す範囲の人数となっております。また、中学校においては、31人から34人の12学級となっているほか、特別支援学級が小・中合計11学級となっており、教員の加配も制度にのっとり受けております。

このような状況から、3密にならない教育環境、きめ細かな指導、そして先生方の労働環境の改善などが図られており、本町、本県の対応は全国に先駆けたものとなっております。

次に、少人数学級の認識と今後の動きについてであります。町内の小中学校では国や県の基準に従った学級編制を行っております。

少人数学級では、児童・生徒を指導する際に大切だとされている自己決定の場を与えること、自己存在感を感じさせること、共感的な人間関係があることについて指導しやすいとされており、議員ご指摘の県の報告書にもこの点が具体的に示されております。

このような少人数学級によるメリットを最大限生かす方法について、改めて検討を実施する必要があると考えており、その際にはGIGAスクール構想、すなわち児童・生徒1人1台のパソコン端末と高速通信網の確立により可能となった未来志向の教育を推進してまいります。

町内の学校においては、地区行事と学校行事との融合、避難所としての活用と学校が地域コミュニティの存続に決定的な役割を果たしている状況にあります。教育的な視点ばかりでなく、社会に開かれた学校経営が求められており、国の施策である「学校を核とした地域力強化プラン」の視点を踏まえた学校づくりに邁進したいとも考えております。

また、現在、玉庭小学校が完全複式のごく少人数の学級となっており、犬川小学校でも一部複式学級となっています。その中で、2022年に山形県で全国へき地教育研究大会が開催され、玉庭小学校が会場校に予定されています。その際には、ICT機器を駆使した遠隔授業をテーマとした研究授業を発表する予定であり、義務教育の在り方を全国に問いたいとも考えております。

以上、橋本欣一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○副議長 橋本欣一君。

○10番 大変詳しくご答弁書を書いていただきまして、誠にありがとうございます。

まず、新型コロナウイルスに対する町長の認識と申しますかは、既に同僚議員、前段でご決意というか、最後に述べられたとおりでございますし、我々自身も危機感を持ちながら、緊張感を持ちながら対応して、日々の生活様式に合った対応していかなければいけないというふうにご考えておるところでございますけれども、県の警戒レベルが上がってきているということ自体、やっぱり我々としてはマスコミ報道等々では知っておるわけなんですけれども、直接行政側にはレベルが上がりましたよという連絡はもちろん来ているんでしょうけれども、町長としてももう一つの強いアクションというか、町民に対するアクションというものが必要なんじゃないかなというふうに思うんですけれども、町長、いかがでしょうか。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 11月になりました感染が拡大したということもありまして、注意レベルから警戒レベルに上がったということで通知が来ております。その中でも、改めて、ホームページなどでも示されておりますけれども、感染の広がり懸念される状態ということで、我々もさらに注意した行動をしなきゃならないなというふうに思っております。感染地域への移動については控えるとか、また、飲食を伴う会合等は控えるとか、様々なものが指示されておりますけれども、十分これを尊重した形で、庁内の中でも、また、町民の皆さんへもお伝えしていかなくちゃいけないなと思っております。

さらに、今日も9名の方が感染されたという情報でありますので、感染が止まらない状況が広がっておりますから、この警戒レベルがさらにレベル4とか上がっていけば、やはり様々な業務に影響が出る可能性もありますので、しっかりとした情報収集などに努めてまいりたいと思っております。

○副議長 橋本欣一君。

○10番 実際、やっぱり広がっておるわけで、183人でしたか、というふうな先ほどお昼の

ニュースであったようですけれども、ぜひ思うだけじゃなくて、やっぱり行動として、例えばチラシをまくとか何かという形で、呼びかける必要があるんじゃないかなと思いますので、ぜひその辺もお考えいただきたいと思います。

さて、町内の経済・雇用・消費状況についてですけれども、大変詳しく調べていただきました。製造業では40%から50%の減、書いてあるとおりになんですけれども、飲食業においては50%以上の減収、さらには小売店では20%、30%も売上げが下がっているという状況、本当に大変な状況だと思うんですね。特に、年末ですので資金繰りに苦慮している企業あるいは商店、個人事業主という方々がおられると思うんですけれども、やっぱり町としても黙って見過ごすということにはいかないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、町長に見解をお尋ねします。

○副議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 ただいま私どもで行っております経済対策につきましては、議員からご紹介もいただいたところでありますが、また、町長から答弁させていただいたとおりでありまして、当初予定しておりました支援策につきましても、その後の状況等を勘案しながら、支援の対象期間を延長、そしてまた要件についても緩和し、支援水準も拡大しというようなことで、状況に応じて適時的確な対応にこの間努めてまいったところでございます。

今、ご指摘にございますように、4月に入りというふうなことでございますが、町長が申し上げましたとおり、現時点におきましても、プレミアム付商品券を第2弾として、全ての業種で使えるものを準備しながら、全ての業種にその恩恵が行き渡りますように、対応策を現時点では講じておるところでございます。

○副議長 橋本欣一君。

○10番 正直、このままじゃ年越せないよという声が出ているわけですね。年越せないんですよ。菅政権は早々に国会をもう閉会しまして、来年の18日からの通常国会で支援策、七十何兆円の支援策を、補正予算を組むというような話で、今、年を越せない人が、来年の18日以降まで待ってろという、非常に冷たい政権だなと私思っているんですけれども、町としてできる範囲でこの支援というのを必要と考えませんか、いかがでしょうか。

○副議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 答弁が繰り返しになり恐縮ではございますが、本町といたしましては、町長が答弁申し上げましたとおり、事業者の皆さんの事業の継続、これを支え、そしてまた再起の糧となるように、これまで支援ニーズに基づいて支援策を講じてきたところでございます。

そしてまた、繰り返しになりますが、その支援の対象期間も延長をし、現状の影響については多大な影響が、対象範囲も広く、そしてまた期間も長く、今、影響が及んでおるところでございますので、それらも踏まえつつ、この間、見直しなども図ってきたところでございます。

○副議長 橋本欣一君。

○10番 やはり、国の交付金が基になっての政策しか、なかなかできないという面はあるんでしょうけれども、ぜひ緊急者の対応というものをすぐに考えていただきながら、困った業種、こういったものに応援できるような体制というものを考えていただきたいということになるわけですが、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

さらには、課長から答弁ありましたプレミアム商品券、あるいは国の政策のG o T o何かは、全国民が享受できるというか、使えるわけではないわけで、プレミアムは予算の範囲内では、もちろん支給なりというか、買っていただけないわけで、全町民が使えるような、例えば長井市が行った商品券の提供や、そういったものというものもやっぱり平等に扱うべきじゃないかなと、こう思うんですけれども。欲しい人だけがG o T oで旅行に行く、あるいは食べ物に行く、あるいはプレミアム商品券を使うということじゃなくて、町民の方全員に行き渡るような政策というもの、お考えいただけないでしょうかね、いかがでしょうか。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 橋本議員からありましたように、限られた方々にしかいかないのではないかと、G o T oもプレミアム商品券もということでもありますけれども、5月から定額給付金の国の支援をいただいて、給付された経過もあって、あれが今も残っていることはないわけでありましてけれども、そういった効果なども見ながらということになるわけでありまして、国としても第3次の中ではいろいろ、困っている方々に対する対応というのも見られているという話はいただきましたが、ただいまありましたように、国会が今閉会されたということで、新年に補正予算と当初予算が上程、提案されながら審議されるというふうにお聞きしております。

今の状況からすると、町でその補正対応を受けるのは2月になるのかなということで、この2か月近く、どのような形で事業者さんへ支援していくのか、また、町民の生活をどうしていくのかということについて、窓口をしっかりと開けながら声を聞き、さらにそれに対する対応、どうあるべきなのかということを検討していかなきやいけないなというふうに思っています。

今、議員からありましたように、切実な声があるとすれば、商工会なり町なりに届い

てまいりますので、その声を受け止めて、施策について検討してまいりたいと考えております。

○副議長 橋本欣一君。

○10番 国会の始まる1月中旬、国会が始まって、補正予算の審議に入るわけでしょうけれども、情報としては、こういう制度がありますよ、事前にやってもいいですよというような情報というか、そんなものはないものでしょうかね、経済対策として。

○副議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 私ども、国・県の今後の動向などにつきましても、できるだけアンテナを高くして情報収集に努めているところではございますが、具体的な事業の内容につきましては、現時点におきましては私どものほうに詳細な内容は示されておりません。

○副議長 橋本欣一君。

○10番 できるだけ、課長おっしゃるようにアンテナを高くしながら、できるものはやっぱりやっていただかないと、潰れてしまって、倒産してしまってというのは再起というのはもう不可能になるわけで、それだけ町の資産としても収入減、こういったものもなくなるという状況になるわけですので、ぜひこの辺、十分に考えていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、感染した場合の対応策に移りますけれども、どことは申し上げられないんですけども、近隣の市町で感染した方が、言わば村八分と申しますか、そんな状況にあったり、あるいは住んでおられなくて引っ越したという、これうわさ話で大変恐縮なんですけれども、そんな話もあるわけなんですけれども、誹謗中傷、これについて、やっぱり嚴重に注意するというか、必要があると思うんですけれども、例えばポスターを作る、あるいは何かシールを作って、誹謗中傷しない宣言町とかなんかというのも考え得ると思うんですけれども、先ほどのいじめの問題でもあったようなんですけれども、何か今具体的な行動を起こす必要があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 誹謗中傷が発生して、本当につらい思いをされていることがあれば、それは許されないことですので、県もそれを率先して、誹謗中傷については厳しく戒めているところでもあります。

私も何回か、春先に発生した感染者の状況などで問合せありましたけれども、現実感染された方は完治されて、仕事にもう就いておりますし、家族も地域の方々から支えられて生

活されているという声を聞いております。ですから、うわさ話を聞いた話が、さらにそこからまた伝えているという、そのところが問題でありまして、本当に状況というのを理解されない中で伝播しているということが問題だなというふうに思っております。置賜管内で感染された方々は、今もって元気に、回復されて生活をされておりますので、そういったことを強くPRすることが必要かなというふうに思っております。

○副議長 橋本欣一君。

○10番 ぜひ、その辺も町民に喚起していただきたいなと思います。

濃厚接触者のPCR検査や治療費、そういったものについては国が保障するということですけれども、個人的にというか、家屋の消毒費には国も県も対応しないということですが、私ちょっと調べたら、消毒費としていろんなデータがあるようなんですけれども、1DKで2万5,000円から3万円というような料金、あるいは4LDKで8万から10万という、これはいろんな情報があるものですから、一概に言えないんですけれども、多額の費用を出し、個人負担で家屋を消毒しなければいけないという状況になると思います。この辺もぜひ、感染予防の対策として、町で幾らか援助というか、なった場合の話ですけれども、こういったもの、どうでしょうね、お考えいただけないでしょうかね。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 町の感染症対策本部会議で、後で事業継続の計画について質問があるわけでありまして、役場内で感染者が出た場合の消毒等についてはどうするかということで議論させていただきました。その中でも、国からは何もない、県からも何もないと、事業者自ら消毒をするということでありまして、いろいろ情報をいただきますと、アルコール消毒で拭き取ると、これをみんなで徹底してやるということになるようでありまして、業者さんを頼まれて消毒をされるということも当然考え方としてはありますが、県から示されている事例としては、自らできることでしっかり衛生管理はできるんだというようなことでありますので、そういったことなどについても町民の皆さんにお知らせをしていかなきゃいけないなと考えております。

○副議長 橋本欣一君。

○10番 私もアルコール消毒で間に合うというのは、テレビで見れば、防護服を着て、噴霧器か何かを持ってワーとやっているというイメージがあるものですから、いや、相当かかるんだなと思っておったんですけれども、そういう簡易なという言い方はおかしいんでしょうけれども、対応で済むとすれば、そういったものもぜひ普及させていただきたいなと思いま

す。

次に、役場でクラスターが発生した際の事業継続計画や、あるいは復旧計画、緊急時対応計画というの、答弁書では協議したということでございますけれども、調べれば、事業継続計画については、地震災害時対応策ということで事業継続計画が立てられておるようなんですけれども、平成26年に新型インフルエンザ対策行動計画というものもありますし、既にこの中ではパンデミックという言葉が出てきたり、今を予知したようなということは変な言い方なんですけれども、十分これで対応できるのかなというふうな思いもあるわけなんですけれども、26年当時ですので、どうなんでしょう、事業計画【地震災害編】と現状のコロナ感染症の対策、あるいはこれが使えるのか、使えないのかという、どうでしょう、課長とか町長。

○副議長 鈴木総務課長。

○総務課長 では、お答え申し上げます。

ただいま議員からご指摘あったとおり、地震、あとは新型インフルエンザ、どちらも本町持っております。ただし、今回のコロナの件でございますが、私、4月当時の協議した中身では、まだ状況が全然見えない中でありましたので、まず本町としましては、まずは感染を防止する。あともう一つは、業務を継続させると、その目線の中で、まず業務を選定しましょうということで、各課のほうで優先順位をつけていただいたと。

その一方で、物理的な対策としましては、まちづくり課を分庁舎に移しながら職員の分散を図るとか、そういう対応。あとは、実際に庁舎が閉鎖なった場合の代わりとしまして、中央公民館にしましょうということで電話回線を増やしたりと、そういうハード面等も同時に行ったという状況でございました。

ただ、今になって、町長答弁にもありましたが、第3波がやってきまして、いよいよもう一回改めて再確認しましょうということで、今申し上げた対策、こちらを練り直したと、そういうのが状況でございます。結果、とりわけ、職員が濃厚接触者であった場合とか感染者になった場合とか、いろんなケース、レベルがございますので、そのレベルに応じた対応について今協議を図って、全てをとという状況でございます。

以上であります。

○副議長 橋本欣一君。

○10番 コロナがいつ終息するかというのは想像もつかないし、ワクチンが果たして有効なのかということも分からない状況で、恐らく長引くんじやないかなということも予想される

わけです。さらには、そうこう言っているうちに新種の感染症が発生したりということも考えられるわけですので、ぜひ、この際、町長をはじめ職員の方には何もかにもしろということになってしまうんでしょうけれども、ぜひみっちり協議をいただきながら、今後の対応、新たな感染症対応なんかも、展望という言い方は適当なのか分からないですけども、考えながら、ぜひこの際みっちり組んでいただきたいなと思います。それはどうでしょう。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 職員が感染した場合、もしくは家族に感染者が、濃厚接触者が発生した場合の対応については今、課長が申し上げたとおりであります。もう一つ背景として、例えば川西町内の中で感染者が拡大する状況、置賜管内で感染者が拡大する状況の中で、川西町内もしくは役場の職員が感染した場合どうするかという、二重三重の意味合いといいますか、感染拡大期でそれを広げないためのと業務継続、この2つを考えていかなきゃいけないだろうと。

東京に行ってきて、持ち込んで、ここから広がらないようにする努力は当然することでありましてけれども、川西町内が感染拡大エリアに入ってしまった場合の予防措置、もしくは感染防止ということをどうやれるのかという、業務継続しながらどうやれるのかということは大きな課題だなというふうに思いますし、役場に対する期待といいますか、役場に対する相談というのはさらに拡大するだろうというふうに思います。

コロナ感染については、置賜保健所で対応していただくことになるわけでありまして、その周辺のサポート体制というのは役場が担わなきゃならないだろうというふうに思いますので、新たな業務も含めて、動線といいますか、職員の働き方というのも再整理しなきゃいけないだろうと。その中では、優先順位を決めざるを得ないなど。限られた人員でそれを担っていかなきゃなりませんので、その優先順位というのを明確にしながら、感染を終息させるということを最大限に、さらには生活が困窮しない、生活が持続できるように支援をどうするかというような観点で、精度を上げていかなきゃいけないなというふうに思っております。

○副議長 橋本欣一君。

○10番 現状でも町長はじめ職員の方には大変な精神的な負担、あるいは肉体的な負担もおかけしていると思います。平常の業務、さらにコロナということでございます。ぜひ、皆様方にはお体を大切にしながら、町民の生命、財産、これを守っていただくという高い意識を持ちながら業務していただきたいなと思います。本当にご苦労さまだと思います。

万が一の場合は、やっぱりどこか削っても優先する順位というものを決めながら、やって

いただきたいと思います。

続いて、リモート化等々の質問でございますけれども、なるべく人と接触するなというふうな状況の中で、いよいよ新庁舎も姿を現しまして、来年年明けから使えるわけでしょうけれども、この際、やっぱりいろんなものを導入するべきだと思います。キャッシュレス、タッチレス、判こレスという言葉もあるようですけれども、これどうでしょうね、すぐに入れられないものでしょうかね。町長、いかがですか。

○副議長 鈴木総務課長。

○総務課長 まず、ご質問にもありましたテレワークの仕事から申し上げますと、当面待ったと、今、町でも一旦検討いたしました。2点ございます。

1つが、役場と有線、専用の回線で、例えば地区交流センターをつなぐやり方、あともうひとつは、実際に職員が自宅で業務できるような中身があるかどうか、こういう2点でございましたが、まずシステムの話は、大変やっぱり高額な形になってございます。

あと、もっといいますと、役場の職員が自宅でできる職務、簡単な業務であります。これを仮にその回線、インターネット回線を使った場合の、やっぱり一番の問題は個人情報の問題でございます。こちらを万全にしなければいけないと、これがありますので、こちら等の対策を万全としたいという考えでございます。

あと、2点目のご質問であります。これはいわゆる、こちらにもありますデジタルトランスフォーメーション、一応国のほうの動きもありますので、これに付随する形で、キャッシュレス等々ございますので、こちら等もいよいよもって本格稼働で検討していきたいという考えでございます。

以上です。

○副議長 橋本欣一君。

○10番 現在、設計上はそういう設備が入れられるような設備になっているというふうにお聞きしているんですけども、すぐに入れられるんですか。

○副議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 デジタル社会の到来ということで、新庁舎の設計につきましては、Wi-Fi環境等々は整えているということでございますので、準備してございます。

○副議長 橋本欣一君。

○10番 特に、判こレスというか、河野大臣が進めるというような話のようですけれども、国の動きがなければ判こレスというのは進められないんでしょうか、独自で簡素化がという

か、これは考えられないのでしょうか。ね。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 今、デジタルトランスフォーメーションが国の施策として、2025年を目指しながら、全国統一した形で取り組もうという方向性が示されておりますので、国の支援といいますか、国の方向性と連動しながら、町としても、ICTの活用について積極的に取り組んでいきたいというふうに思います。

今後の行政組織の変更などでも、そういった観点で、業務改善の中の一環としてペーパーレスもしくは判子レス、こういったものなども当然取り組んでいかなきゃいけないというふうに考えております。町独自で判断できて、押印が必要ない業務もございますので、そういった業務の見直しも並行して進めてまいりたいと思っております。

○副議長 橋本欣一君。

○10番 コロナ対策、そしてデジタル化というものも同時に並行して進めながら、せつかくの新庁舎開庁目前でございますので、そういったものも当然、入れられるものはやっぱり入れていくという必要があるんじゃないかなと思いますので、ぜひその辺はご検討いただきたいと思います。

最後に、教育長に、少人数学級につきまして質問しないでもいられないでしょうから質問いたしますけれども、既に神村議員のほうから質問ありましたので、相当ダブっておりますので、私からは、教育長、ちょうど行政職の頃に「さんさん」プランを取り組まれたということでございますので、既に少人数学級の積極派というふうに私は思うわけなんですけれども、今後、これはどうなるかは、ちょっと夢物語になるんでしょうけれども、コロナ禍等々で移住・定住が進んで、生徒が例えば増えてきた、子供の数が増えてきた、今の倍になったという場合に、やっぱり少人数学級で取り組んでいただけるんでしょうかね、教育長。

○副議長 教育長小野庄士君。

○教育長 本当にそんなふうになればいいなというふうに思っております。少人数指導というふうなものについては、大きな宿題というふうに考えておまして、少しでも改善すればなという、そういう思いはあります。

○副議長 橋本欣一君。

○10番 もう1点だけ、ちょっと前後したんですけれども、現状の少人数学級で基準の机・椅子の間隔が2メートルというふうな基準があるようなんですけれども、2メートル、最低限でも1メートルは取るというような基準があるようなんですけれども、2メートル取った

場合に、教室にはどのぐらい入るんでしょうね、生徒数というか。

○副議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 私のほうからお答えさせていただきます。

国のほうで示している標準的なクラスに対する生徒数の、2メートルを取った場合の基準については、そこには約20名になります。今の基準はそうではなくて、机と机を並べている生徒の間隔は1メートル5センチ、それから前の生徒とすると85センチというような基準になりますので、この基準、今の基準でいくと、1クラスには40人入るという考え方が示されております。

○副議長 橋本欣一君。

○10番 すると、少人数学級十分に対応できるということに認識して、ぜひ、質問書でも述べました。恐らく、教育長が行政職の頃に文科省に報告した報告書だと私は思っているんですけども、メリットいろいろございました。そのメリットを生かせるように、ぜひ今後とも、少人数学級になっておるわけなんですけれども、ぜひ充実した教育というものを図っていただくようお願いして、私の質問を終わります。

○副議長 橋本欣一君の一般質問は終了いたしました。

以上で、本日予定しました一般質問を終わります。

なお、第5順位以降の4名の方の一般質問につきましては、明日12月9日本会議において行いますので、ご了承願います。

◎散会の宣告

○副議長 これをもって本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでございました。

(午後 3時20分)